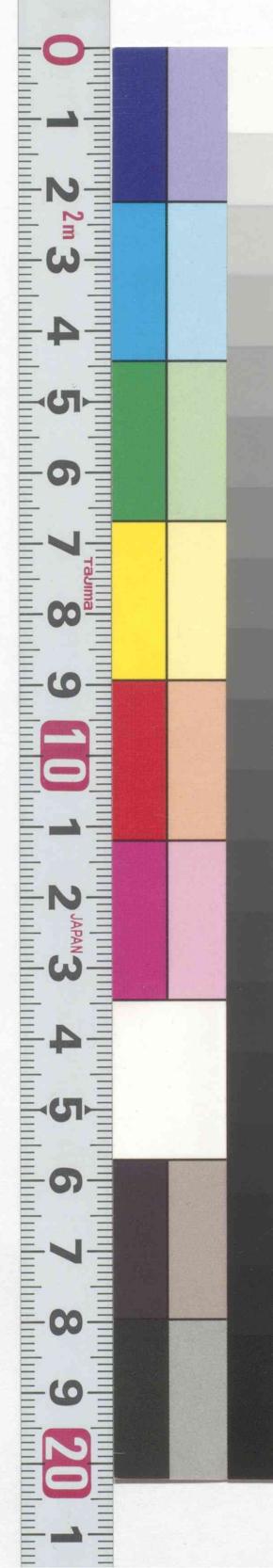
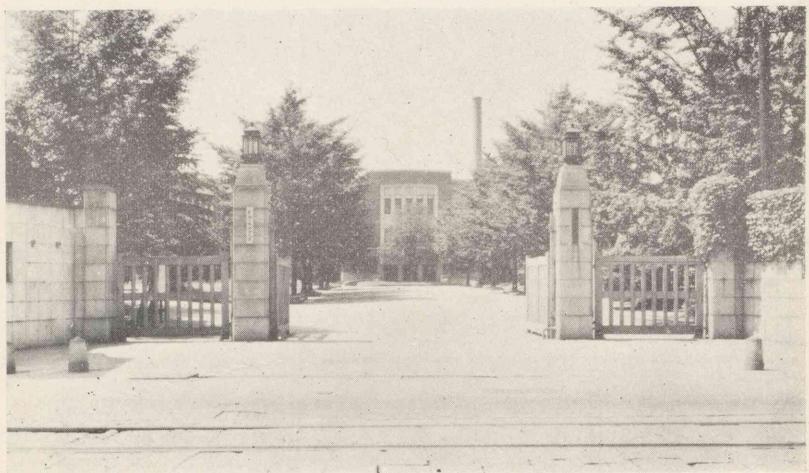


お茶の水女子大学一覧
(昭和二十七年度)





大 学 正 門



大 学 本 館

目次

次

規	三二一	組沿学
	年	歷
12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	4 3 2 1	革織
大学教育機構圖	
学部別学科講座学科目及単位数	
大学事務機構圖	
職員の定員	
則	
学則	
学部規程	
学部履修規程	
評議会規程	
教授会規程	
教官選考規程	
教官選考の基準に関する内規	
学部長候補者推薦内規	
名誉教授に関する規程	
教授等停年に関する内規	
研究生、聽講生及び委託生に関する規程	
学生委員会規程	
五〇	四三	四二
	四二	四〇
	三八	三七
	三四	三五
	三二	三〇
	二五	一八
	一八	一七
	一七	一六
	一六	一五
	一五	一三
	一三	一二

学生 準 則	五 一
学 寮 規 程	五 六
授業料減免内規	五 三
附屬図書館利用規程	五 七
通信教育部規程	六 一
文書処理規程	六 四
大學事務組織	五 五
事務当直服務規則	七 六
附屬施設及び研究施設	七 八
附屬図書館	七 八
通信教育部	七 八
研究課題	八 三
大學教官の研究課題一覽	八 三
附屬学校	一〇 七
運営委員会規程	一〇 九
附屬高等学校規程	一一 一
附屬中学校規程	一一 三
附屬小学校規程	一一 五
附屬幼稚園規程	一一 七
附屬学校職員定員及び現員	一二〇
研究課題	一二 七
土地、建物及び設備	一二〇
八 土地、建物及び設備	一一 一
七 土地、建物及び設備	一一 一
六 研究課題	一一 一
五 附屬学校	一一 一
四 附屬小学校規程	一一 一
三 附屬幼稚園規程	一一 一
二 附屬中学校規程	一一 一
一 附屬高等学校規程	一一 一
十九 職員	一一 一
十八 職員	一一 一
十七 職員	一一 一
十六 職員	一一 一
十五 職員	一一 一
十四 職員	一一 一
十三 職員	一一 一
十二 職員	一一 一
十一 関係法令	一一 一
十 教育基本法	一四五
九 学校教育法(抜)	一四五
八 学校教育法施行規則(抜)	一四五
七 国立学校設置法(抜)	一四五
六 国立学校設置法施行規則(抜)	一四五
五 教育公務員特例法(抜)	一四五
四 国民の祝日に関する法律	一七五
三 配置	一七〇
二	一六六
一	一五六

一、学年曆

四月一日	月二十九日	五月三日	五月五日	五月七日	四月一日
春季休業終。	天皇誕生日。(休日)	憲法記念日。(休日)	子供の日。(休日)	夏期休業始。	春季休業始。
九月十日	九月二十三日	十月十一日	十月二十日	九月九日	九月三日
夏期休業終。	秋分の日。(休日)	前学期終。	後学期始。	文化の日。(休日)	十一月二十三日
冬期休業始。	勤労感謝の日(休日)	創立記念日。	勤労感謝の日(休日)	十一月二十九日	十一月十五日
冬期休業終。	冬期休業終。	冬期休業始。	冬期休業終。	十二月二十五日	一月七日
成人の日。(休日)	春分の日。(休日)	冬期休業始。	成人の日。(休日)	一月十五日	一月二十一日
学年終。(後学期終)	学年終。(後学期終)	学年終。(後学期終)	学年終。(後学期終)	三月三十一日	三月三十一日

二、沿革略

二

明治七年三月十三日

東京女子師範学校を創立す。
本校及附属学園を東京師範学校に合併し、本校を東京師範学校女子部と称す。

明治十八年八月

師範学校令により東京師範学校を高等師範学校と称す。

明治二十年四月

高等師範学校女子部を分離し、女子高等師範学校と称す。
勅令第六十八号により東京女子高等師範学校と改称す。

明治二十三年三月二十四日

法律第五十号をもつて国立学校設置法が公布され、お茶の水女子大学は東京女子高等師範学校を包括して設立された。

明治四十一年四月一日

設置学部は、文、理家政、の二学部、学生定員八八四名、職員定員三二〇名となつた。

昭和二十四年五月卅一日

文部教官（第二高等学校長）野口 明。お茶の水女子大学長に補せられ兼ねて東京女子高等師範学校長に補せられた。

昭和二十五年七月六日

企画委員会を開く。この委員会をもつて評議会の組織されるまで本学の管理運営に関する暫定的審議機関とする。

昭和二十五年十一月五日

東京女子高等師範学校創立七十五周年記念式並にお茶の水女子大学開學記念式を挙行した。

昭和二十五年三月卅一日

皇后陛下本学に行啓あらせらる。

昭和二十五年四月一日

法律第五十一号により国立学校設置法の一部が改正され、本学「文学部、理家政学部」は「文教育学部、理学部、家政学部」となつた。

昭和二十五年四月一日

文教育学部、教育学科に音学教育学専攻を設け学生定員四八名とした。

昭和二十六年三月卅一日

右專攻附置により本学学生定員は、九三二名に改めた。

昭和二十六年四月一日

法律第八四号により国立学校設置法の一部が改正され、本学の職員定員は、三一八名に改められた。

昭和二十七年三月卅一日

旧制課程の廢止に伴い、法律第二二号により国立学校設置法の一部が改正され、東京女子高等師範学校を廢止、附属高等學校、中學校、小學校及び幼稚園は、文教育部に附置され職員定員は、三一二名に改められた。

昭和二十七年十月一日

お茶の水女子大学、東京女子高等師範学校長 野口 明 兼職を解除された。
企画委員会を廃し評議会を設けた。

昭和二十七年十月一日

右專攻附置により本学学生定員は、九三二名に改めた。
法律第八四号により国立学校設置法の一部が改正され、本学の職員定員は、三一八名に改められた。
旧制課程の廢止に伴い、法律第二二号により国立学校設置法の一部が改正され、東京女子高等師範学校を廢止、附属高等學校、中學校、小學校及び幼稚園は、文教育部に附置され職員定員は、三一二名に改められた。
お茶の水女子大学、東京女子高等師範学校長 野口 明 兼職を解除された。

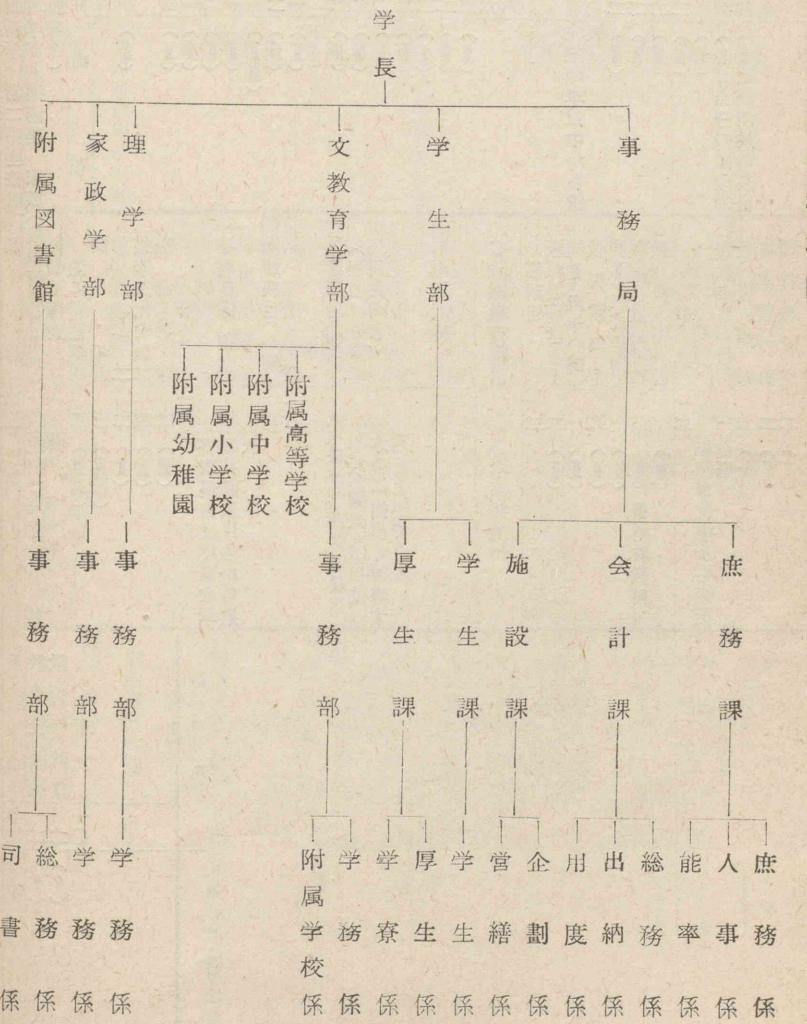
(1)

三、組織

三

大學事務機構圖

(3)



(4) 職員定員表

		昭和二十七年度教官定員			學部別配當表				
		理	文	教育	家政	理	文	事務	
		學	教	學	學	政	教	務	
計	一般教育	家政學部	理學部	文教育學部	區分	職名	區分	職名	
四三	一	六	一六	一九	教	授	四四	教授	
四三	二	六	一七	一九	助	教	四三	助教授	
四三	一	六	一七	一九	講	師	二四	講師	
二四	二	五	五	一二	助	手	一三	助手	
一九	○	二	一四	三	助	手	七〇	教諭	
一二九	五	一九	五四	五三	計		一〇	事務官	
					備		三	技官	
					考		四八	履員	
							四八	傭人	
							四七	計	
							三一二	備	
							一一一	備	
							一	教授欄には 教名を含む	
							二	るれの高師定員 欄に抱括はそれ に学長定員	
							三	あぞ	

		昭和二十七年度教官定員			學部別配當表				
		理	文	教育	家政	理	文	事務	
		學	教	學	學	政	教	務	
計	一般教育	家政學部	理學部	文教育學部	區分	職名	區分	職名	
四三	一	六	一六	一九	教	授	四四	教授	
四三	二	六	一七	一九	助	教	四三	助教授	
四三	一	六	一七	一九	講	師	二四	講師	
二四	二	五	五	一二	助	手	一三	助手	
一九	○	二	一四	三	助	手	七〇	教諭	
一二九	五	一九	五四	五三	計		一〇	事務官	
					備		三	技官	
					考		四八	履員	
							四七	傭人	
							三一二	計	
							一一一	備	
							一	教授欄には 教名を含む	
							二	るれの高師定員 欄に抱括はそれ に学長定員	
							三	あぞ	

官助手定員中には附屬教員を含む

四、規則

(1) 学則

第一章 総則

第一節 目的

第一条 本学は広く知識を授け、深く専門の技術を教授、研究し、知的、道德的及び応用的能力を養い、以て社会の諸分野における有爲にして、教養高き女子を養成し併せて文化の進展に寄与するを目的とする。

第二節 構成

第二条 本学に左の学部を置く。

文教育学部

理学部

家政学部

第三条 本学に附属図書館を置く。

附属図書館に関する規定は別にこれを定める。

第四条 文教育学部に左の附属学校を置く。

附属学校に関する規定は別にこれを定める。

附属高等学校

附属中学校

附属小学校

附属幼稚園

第三節 職員組織及び職務

第五条 本学の職員組織は、国立学校設置法施行規則の定めるところによる。

第六条 職員の職務に関しては、学校教育法その他法令の定めるところによる。

各学部長はその学部に関する事項を掌理する。

附属図書館長は附属図書館に関する事項を掌理する。

附属学校の長はその附属学校に関する事項を掌理する。

第四節 会議

第七条 本学に評議会を置く。

評議会に関する規程は別にこれを定める。

第八条 各学部に教授会を置く。

教授会に関する規程は別にこれを定める、

第九条 本学に学生委員会を置く。

学生委員会に関する規程は別にこれを定める。

第一章 学部通則

第一節 修業年限課程及び履修方法

第十条 各学部修業年限は四年とする。

在学期間は八年を超えることができない。

第十二条 本学の学科課程は、一般教育課程、専門課程及び体育とし、科目及びその単位数は各学部規程の定めるところによる。

第十三条 教育職員免許状を取得するためには、前条単位の履修にあたり、免許法規の規定する方法により教職科

一般教育科目三十六単位以上、専門科目八十四単位以上、体育四単位以上、合計百二十四単位以上。

目を選択修得しなければならない。

第十四条 履修方法単位の修得試験等に關する細則は各学部履修規程の定めるところによる。

二〇

第二節 卒業及び学士称号

第十五条 学部に四年以上在学し、定められた科目及び単位数を履修した者は卒業者として、これに卒業証書を授与する。

2 転学者及び編入学者の学業については別にこれを定める。

第十六条 卒業者は左の区別に従つて学士と称することができる。

文教育学部 文学士又は教育学士

理学部 理学士

家政学部 家政学士

第三節 学年、学期及び休業日

第十七条 学年は四月一日に始り翌年三月卅一日に終る。

第十八条 学年を分けて左の二学期とする。

前学期

四月一日より十月廿日まで

後学期

十月廿一日より翌年三月卅一日まで

第十九条 学年中の定期休業日を左の通りとする。

一、国民の祝日

二、創立記念日

十一月廿九日

三、日曜日

四、春季休業

四月一日より四月七日まで

五、夏季休業

七月十一日より九月十日まで

六、冬季休業

十二月廿五日より翌年一月七日まで

第四節 入学、退学、休学、転学及び編入学

第二十条 入学の時期は毎学年の始めより三十日以内とする。

第二十一条 入学資格は学校教育法第五十六条及び学校教育法施行規則第六十九条の規程により左の各号の一に該当する女子でなければならない。

一、高等学校を卒業した者

二、通常の課程による十二年の学校教育を終了した者又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者

三、外国に於て学校教育に於ける十二年の課程を修了した者

四、文部大臣の指定した者

五、その他本学において相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第二十二条 入学者は入学志望者について、学科試験及び身体検査その他の成績により選考の上學長がこれを許可する。

一、一部を卒えた者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者

二、退学したもので更に同一の学部に入学を志願する者
三、他の大学の学部を卒えた者

第二十三条 入学を許可された者は別に定めるところにより宣誓をしなければならない理由なくして宣誓しない者は入学を取消す。

第二十五条 退学を希望するものはその理由を具して学長に願出で許可を受けなければならぬ。

第二十六条 一度退学したものが復学を願出した場合は審査の上これを許可することができる。

第二十七条 次の各号の一に該当するときは学長は諭旨退学をさせ又は除籍することができる。

一、正当の理由がなくて出席が常でない者
二、病氣その他の事由によつて成業の見込がないと認められた者

二、病氣その他の事由によつて成業の見込がないと認められた者

三、許可がなくて授業料を怠納し又は延期期限が経過してもこれを納めない者

第廿八条 病気その他の事由により引続いて二ヶ月以上修学することができないときは事由を具して学長に願出でその許可を得て休学することができる。

2 休学期間はその学年末までとする。但し特別の事情があるときは引続き休学を願出ることができる。

3 休学は通算して四年を超えてはならない。

4 休学期間は在学期間に算えない。

5 休学期間中にその事由がやんだときは学長の許可を得て出席することができる。

第廿九条 他の大学から本学に転学を希望する者があるときは、收容力のある場合に限り審査の上入学させることができることができる。

2 前項の場合入学願書には現に在学する大学の学長の承認書を添えなければならない。
第三十条 本学から他の大学に転学しようとするものは学長の承認を得なければならない。
第一卅一条 編入学を希望するものがあるときは第廿九條を準用する。

第一卅二条 入学を志願する者は入学願書に添えて検定料四〇〇円を納めなければならない。

第一卅三条 入学料は四〇〇円とし指定の期日までに納めなければならない。入学料を納めない者は入学許可を取消す。

第一卅四条 授業料は年額六〇〇〇円とし左の二期に分けて納めなければならない。

第一期 三〇〇〇円 前学期 始業日から十日間
第二期 三〇〇〇円 後学期 始業日から十日間

第一卅五条 寄宿料は年額一二〇〇円とし二期に分ち、授業料と共に六〇〇円を納めなければならない。

第一卅六条 納付期日前に休業及び退学の許可を得た者の授業料及び寄宿料は月割とし各十二分の一額を納める。

第一卅七条 一度納めた検定料入学料授業料及び寄宿料はどのような場合でもこれを返さない。

第一卅八条 授業料又は寄宿料を二期に納めることが困難な者に対するは、本人の願出により学長はその徴収を猶予し又は分納を許可することがある。

徴収の猶予又は分納に関する規定は別にこれを定める。

第一卅九条 学費の支弁が極めて困難なため授業料の減免を受けようとする者があるときは学長はこれを減免することができる。

減免に関する規程は別にこれを定める。

第四十条 休学期間中の授業料は徴収しない。

第四十一条 停学を命ぜられた期間中の授業料はこれを徴収する。

第六節 聽講生、委託生、研究生及び外国人特別学生

第四十二条 本学の定める課程の一部を選んで聽講しようとする者があるときは、学生の学修を防げない場合に限り選考の上聽講生として入可を許可することがある。

第四十三条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託願出があるときは学生の学習を防げない場合に限り選考の上委託生として入学を許可することがある。

第四十四条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは選考の上研究生として入学を許可することがある。

第四十五条 外国人で入学しようとする者があるときは選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

第四十六条 聽講生、委託生、研究生及び外国人特別学生に関する規定は別にこれを定める。

第七節 公開講座及び通信教育
第一項 公開講座及び通信教育は社会人の教養を高めるため適時これを行う。公開講座及び通信教育に関する規程は別にこれを定める。

第四十八条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは教授会の議を経て学長はこれを表彰するこ

とがある。

第四十九条 学生が学校の秩序を乱しその他学生の本分に反したときは教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

第五十条 本学に寄宿舎を附設し学生の勉学及び生活の指導に資する。

第九節 寄宿舎及び学生保健施設

寄宿舎に関する規定は別にこれを定める。

第五十一条 本学に医局を附設し厚生の保健に資する。

医局に関する規程は別にこれを定める。

附

則

1 この改正は昭和廿五年十二月廿日よりこれを施行する。

2 削除

3 削除

4 この改正は昭和廿六年五月廿一日よりこれを施行する。

5 昭和廿六年度以前の入学者に対する第十一条乃至十三条の適用は新旧規程を勘案して適宜これを定める。

6 第三十四条に定める授業料は昭和廿六年度以前の入学者に対してはなほ従前の額による。

この改正は昭和二十七年十月八日よりこれを施行し四月一日より適用する。

(2) 学部規程

文教育学部規程

第一条 本学部に左の学科及び講座を置く。

哲学
第一講座 哲学、倫理学

史学科
第一講座 日本史学

第二講座 東洋史学

第三講座 西洋史学

地理学科
第一講座 人文地理学

第二講座 自然地理学

文学科
第一講座 古代国文学

第二講座 近代国文学

第三講座 国語学

中国文学専攻
第一講座 中国文学

国語学、国文学専攻
第一講座 古代国文学

第二講座 近代国文学

第三講座 国語学

中国文学専攻
第一講座 中国文学

英語学、英米文学専攻
第一講座 英語学
第二講座 英米文学

教育学専攻

第一講座 教育学、教育史
第二講座 教育心理学
第三講座 教育社会学、教育行政
第四講座 教育課程、教育方法

体育学専攻

第一講座 体育学
第二講座 音楽教育学

音楽教育学専攻

第一講座 音楽学
第二講座 健康教育学

音楽教育学専攻

第一講座 音楽学
第二講座 健康教育学

第二条 本学部の学生定員は左の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
哲学科	一〇名	四〇名
史学科	一五名	六〇名
地理学科	一二名	四八名
文学科	四五名	一八〇名

(国語学、国文学専攻二十五名、中国文学専攻五名、英語学
米文学専攻一五名)

教育学科 四七名 一八八名 (教育学専攻二〇名、体育学専攻一五名、音楽教育学専攻
一二名)

計

一二九名 五一六名

第二節 学科課定及び履修単位

第三条 本学部に於ける学科課程は別表(三の2)の通りである。

第四条 本学部の履修に関する規程は別にこれを定める。

理学部規程

第一条 本学部に左の学科及び講座を置く。

数学科	第一講座	解析学第一
	第二講座	解析学第二
	第三講座	代数学
	第四講座	幾何学

物理学科	第一講座	力学
	第二講座	電磁気学、光学
	第三講座	量子力学
	第四講座	原子、原子核物理学

化学科	第一講座	物理化学
	第二講座	無機化学、分析化学

第三講座

有機化学

第四講座

生物化学

生物学科

第一講座

動物形態学

第二講座

動物生理学、動物生態学

植物学専攻

植物構造学

第一講座

植物生理学、植物生態学

第二講座

遺伝学

共通講座

植物構造学

第一講座

植物生理学、植物生態学

第二講座

遺伝学

1 この改正は昭和二十五年十二月二十日よりこれを施行する。

附 則

第三条 本学部に於ける学科課程は別表(三の2)通りである。

第四条 本学部の履修に関する規程は別にこれを定める。

(3) 学部履修規程

三〇

学科課程、科目別、単位

学科目を分けて一般教育科目、体育科目、専門科目及び教職教育科目とする。

第二条 一般教育科目は各学部に共通で、人文科学、社会科学、自然科学の三系列に分けられる。

第三条 体育科目は各学部に共通で必修とする。

第四条 専門科目は、更に各学科（又はそれに準ずる専攻別）において専攻科目、関連科目及び自由選択科目に、分けられる。

専攻科目は、必修科目又は選択科目として指定される。

関連科目は、専門科目の基礎となる科目又は極めて関連の深い科目であつて、同じく必修科目又は選択科目として指定される。関連科目必修の中には外国語（英、独、仏のいずれか）が含まれる。

第五条 教育職員免許状の取得を希望する者は、以上のほかに必要な教職教育科目の中から選ぶことができる。

第六条 各学科の課程を修了した学生には単位が与えられる。

各学科目に対する単位は次の基準に従つて定められる。

講義 毎週一時間一五週を

演習 每週二時間一五週を

実験、実習 每週三時間一五週を

卒業論文、特別研究（又はそれに準ずるもの）校外実習、教育実習等は別に定める基準による。

第七条 各学部における学科の種類及び単位数は、別表「三の2」とおりである。

第八条 学士号を取得するためには、次の表に従つて学科目を履修しその単位数が一二四以上でなければならない。

学科別		科目別		一般教科	体育科目	専門科目	合計
学部	科	学部	科				
科学教育 音楽教育 体育教育 教育学専攻	文 哲 史 地理 学 科	文 哲 史 地理 学 科	文 哲 史 地理 学 科	三六	三六	三六	三六
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四
被服学科	児童学科	生物	物理	数学	化学	生物学	合計
植物学専攻	植物学専攻	動物学専攻	物理学	数学	化学	生物学	合計
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四

註（一）専門科目の履修単位数は合計八四単位以上である。その中、専攻科目及び関連科目の単位数は最低単位数であつて、それ以上の単位を履修した場合は、自由選択科目の単位数との合計が八四単位になればよい。

註（二）一般教育科目は人文科学、社会科学、自然科学の各系列において、それぞれ三科目一二単位以上、全体として三六単位以上を選択履修しなければならない。

履修科目の届出

第九条 学生は、履修しようとする科目をそれぞれの開講のはじめに教務課へ届出で、担当教官の許可を得なければならぬ。届出の手続、期間は別に定める。

第十条 履修科目を取消そうとするものは、別に定める期間内に届け出なければならない。

学生がある科目について、聽講のみを希望する場合は担当教官の許可を得なければならない。

成績評価、試験

三一

第一条 成績の評価は、その科目を終了したときに行う。但し一年を超えて連続する科目にあつては、少くとも一年毎に成績の評価を行う。

第二条 評価は原則として試験（論文、報告等を含む）、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。定期試験は各学期毎に行うのを原則とする。

第三条 成績の評価はA・B・C・Dの四種類とする。

A・B・Cの評価を得たものは、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。

学生の取得した単位はその評価とともに記録にとどめる。

第四条 病気その他正当な理由で試験等を受けることができなかつたものに對しては、別に定める手続きによつて追試験を行うことができる。

追試験をうけようとするものは、追試験願を学務係へ提出しなければならない。

(4) 評議会規程

第一条 本学に評議会を置く。

第二条 評議会は左の職員をもつて組織する。

一、学長

二、各学部長

三、各学部より互選された教授につき、学長が任命したもの。

文教育学部 三名

理学部 三名

家政学部 三名

四、議決に加わらないものとして事務局長、学生部長、附属図書館長及び一般教育主任。

五、選された評議員の任期は二ヶ年とする。但し重任を妨げない。

六、補欠による評議員の任期はその残存期間とする。

七、学長は評議会を召集してその議長となる。

八、学長にやむを得ない事故があるときは、学長が指命した学部長がその職務を代理する。

九、評議員三分の一以上の要求があるときは学長は評議会を召集する。

十、評議会の成立には議決権ある評議員の三分の二以上の出席を必要とする。

十一、評議会の議事は他に特別の規程がない場合は出席者の過半数によりこれを決定する。

十二、可否同数のときは議長が決定する。

十三、評議会は次の事項を審議する。

一、重要な規則の制定改廃に関する事項。

二、予算に関する事項。

三、学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廢止に関する事項。

四、人事に関する基準の設定に関する事項。

五、学生定員の決定に関する事項。

六、各学部その他の部局の連絡調整に関する事項。

七、職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項。

八、当該学部の教授会の議を経て行う学生の懲戒に関する事項。

九、教育公務員特例法その他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項。

十、その他大学の運営に関する重要な事項。

十一、学長より諮問された事項。

十二条 評議会の議事の手続運営上の必要事項は評議会が定める。

第十一條 評議会の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は庶務課長をもつてある。

第十二条 この規程の改正は評議員四分の三以上出席してその四分の三以上の賛成を必要とする。

附

則

1 この規程は昭和二十七年九月十八日より施行する。

2 第二条第二項の任期は大学管理法が施行されるまで一ヶ年とする。

3 教育公務員特例法第二十五条中の「協議会」は当分の間は「評議会」と読み替える。

前項の場合には第二条第一項第四号の図書館長を議決に加える。

(5) 教授会規程

第一条 各学部に教授会を置き、その学部の教授をもつて組織する。

2 前項の教授会の定める規則に基いて助教授常勤の講師及びその他の職員を加えることができる。

第二条 学部長は教授会を召集してその議長となる。

第三条 議長にやむを得ない事故があるときは当該学部の教授の中より互選された者がその職務を代理する。

第四条 教授会構成員の三分の一以上の要求があるときは学部長は教授会を召集する。

第五条 教授会の成立には三分の二以上の出席を必要とする。

第六条 議事は他に特別の規程がない場合は出席者の過半数によりこれを決定する。可否同数のときは議長が決定する。

第七条 教授会は次の事項を審議する。

一、学科講座並びに教育及び研究に関する施設の設置、廃止に関する事項。

二、学科目の種類及び編成に関する事項。

二、学生の入学及び卒業の認定に関する事項。

四、学生の試験に関する事項。

五、学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項。

六、学生の懲戒に関する事項。

七、教育公務員特例法その他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項。

八、その他学部の教育研究及び運営に関する事項。

第八条 教授会の議事の手続その他運営上の必要事項は教授会が定める。

第九条 教授会の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は各課長をもつてある。

附

則

1 この規程は昭和二十七年九月十八日より施行する。

(6) 教官選考規程

第一条 評議会規程第九条第四号の規程による教官の人事に関する基準並びに手続はこの規程による。

第二条 専任及び兼任の教授、助教授並に常勤の講師の採用及び昇任については、その所属する教授会に於て、選考委員会を設け、その審査を経るものとする。

第三条 選考委員会は、その所属する学部の長を委員長とする左の委員を以つて構成する。但し一般教育担当教官については第四条附属学校の長並に附属学校の教官については第十七条乃至第十九条の規定による。

一、当該学科主任教授。(欠員のときはその代理者)

二、当該学科教授中より一名。

三、近接学科教授中より二名。

第四条 専門講座の置かれていない一般教育並に外国語を担当する教官の選考委員会の所屬は、人文科学科系列、社会科学系列並に外国语の場合は文教育学部、自然科学系列の場合は理学部とする。

委員長は各所属する学部の長とし、左の委員を以つて構成する。

一、当該系列責任者。

二、当該学科教授中より一名。

三、近接学科教授中より二名。（前号の該當者のない場合は三名）但しこの場合は、他学部に属する一般教育担当教官を含むものとする。

第五条 前二条各号の教授が、欠員又はその他の理由で該當者がない場合は、教授以外の教官とする。

第六条 特に必要があるときは、当該教授会及び評議会の同意を得て、左の者を第三条各号の委員として委嘱することができる。

一、第一号及び第二号の委員にかえて前任の教授、名誉教授及び他の大学教授である非常勤講師。

二、第三号の委員として他学部に属する近接学科の教授。

第七条 委員は次の方法によつて選出する。

一、当該学科の委員は、その学科の教官が選出する。

二、近接学科の決定はその都度教授会に於て行い、委員は教授会に於て無記名投票によつて決定する。

第八条 各専攻は、一学科とみなすことができる。

第九条 委員長は委員会を召集して議長となる。

第十条 委員会は別に定める内規に則つて、各候補者の人格、学歴、経歴、研究業績及び指導能力、健康状況等について審査し、本学教官として適任者と認めた者二名以内を決定して教授会へ報告する。

第十二条 前条の教授会構成員には、兼任者を含み外国出張、休職及び療養を命ぜられた者を含まない。

第十三条 選考委員会提案の候補者が、教授会で否決されたときは、更に選考する。但し否決された候補者は、満一年を経過しなければ同一学科目について再び選考することはできない。

第十四条 停年その他の事由によつて、退職又は転出の予定される者の後任は事前に選考することができる。

第十五条 非常勤講師の場合は、学部長が学科主任と協議の上、この手続によらないで、教授会の同意を得て学長へ推薦する。

第十六条 助手の場合は学科主任が選考の上、前条に準じて取扱う。

第十七条 附属学校の長となる教官の選考委員会は、学長を委員長とする左の委員を以つて組織する。

一、学部長。

二、教育学科の主任教授。

三、各学部から選出された教授各一名。

四、附属学校の長。（欠員のときはその事務を代理するもの）

五、当該附属学校所属の教諭中から選出された者一名。

第十八条 前条委員会の選考の結果は附属学校の所属する学部の教授会の議を経、且評議会の承認を得て決定する。

第十九条 附属学校の教官の人事は附属学校の長が選定した候補者を、附属学校運営委員会の議に附して決定し、委員長は学長へ推薦する。

附 則

この規程は昭和廿八年二月十一日から施行する。

(7) 教官選考の基準に関する内規

一、教授候補者

1 学位（博士）を有する者。

2 研究業績のある者。

3 大学教授、助教授又は講師の経歴がある者。

4 専門の学術技能に秀で教授たるにふさわしい者。

二、助教授候補者

1 学位（博士）を有する者。

2 研究業績のある者。

3 大学助教授又は専任講師の経歴がある者。

4 大学の助手又はこれに準ずる職員として五年以上在職の者。

5 大学院学生として五年以上在学した者。

6 大学卒業者にして五年以上研究経歴ある者。

7 専門の学術技能に秀で助教授たるにふさわしい者。

三、講師候補者

教授、助教授の基準に準ずる。但し場合によつては、所要の年限を三年迄短縮することができる。

附 則

この内規は昭和廿八年二月十一日から施行する。

（8）学部長候補者推薦内規

第一条 学部長（又はその代理者以下同じ）は教授の意見を徵し、後任学部長候補者を詮衡して、これを学長に推薦する。

第二条 学部長の任期は二年とする。ただし重任を妨げない。

第三条 学部長は任期の終る三十日以前に後任候補者を詮衡する。

任期中に退職転任せんとするときも又同じ。

第四条 学部長が死亡その他やむを得ない事由で退職したときは、当該学部に属する年長評議員がその代理者となつて後任学部長候補者を詮衡する。

第五条 学部長候補者の詮衡をするには次の手続による。

1 学部長は後任候補者詮衡の期日を一週間前に予告する。

2 第一条の意見は専任教授より徵するものとする。

3 意見を徵するには投票を以つて行う。

4 投票の結果過半数を得た者を学部長の候補者とする。

第六条 前条による投票の結果過半数を得た者のないときには次の手続によつて詮衡する。

1 前条の投票によつて順位を定められる場合は上位者二名を探る。

2 最高点者又は次点者が二名を超えるときは次の方法によつて候補者二名を選定する。

①最高点者が二名を超えるときは最高点者全員について、第二次の投票を行い上位者二名を決定する。その結果なお同点者二名を超えるときは年長者二名を探る。

②最高点者が一名で次点者が二名を超えるときは次点者全員について第二次の投票を行い前号の方法を準用して一名を探る。

3 前各号の方法で二名の決定を見た時はその氏名を発表し、発表後一週間を経て後に改めて投票を行う。

4 前号の投票で過半数を得た者を学部長の候補者とする。同点の時は年長者を探る。

第七条 投票はすべて無記名单記投票とする。

定足数は専任教授の四分の三（外国滞在中の者を含まない）とする。定足数に満たない場合は別に期日を定めてこれを行う。この場合の予定期日は第五条第一号によらず適宜短縮して差支えない。

第八条 投票は書面又は委任を以つてすることができる。書面を以つて投票しようとするときは所定の投票用紙に記入の上厳封し、封筒に署名捺印して事務局長に提出しておく。委任によるときは所定の委任状に署名捺印の上、

事務局長に提出しておくる。

第九条 投票には各学部教授の申合によつて専任の助教授及び講師を加えることができる。

第十条 選挙事務については事務局長（事務局長事故ある時は庶務課長）が当りその記録を作り、学部長の承認を得て学長に報告する。

開票は学部長及び教授間に於て互選された教授二名の立合人を以つて行う。

附

則

(9) 名誉教授に関する規程

第一条 本学の学長又は教授として、多年勤務したものであつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、この規定の定めるところにより本学名誉教授の称号を授けることができる。

第二条 前条の勤務年数は、次の標準による。

一、教授として二十年以上勤務すること。但し本学に対し功劳顯著なる者及び学術上の功績が特に顕著であつた者はこの年数に達しなくとも選考することができる。

二、助教授の勤務年数は、その三分の一を、専任講師の勤務年数は、その三分の一を、第一号の勤務年数に通算することができる。

三、本学に包括された、東京女子高等師範学校の校長、教授の勤務年数は、その三分の一を、第一号の勤務年数に通算することができる。

第三条 兼官者の在職年数は、専任者の場合に準ずる。但し本学との関係の程度を適宜考慮する。

第四条 第一条の該当者に、名誉教授の称号を授与しようとするときは、学部長は当該学部教授会構成員の四分の

三以上の同意を得て学長に内申する。

学長は前項の内申があつたときは、評議会の議に附して、その四分の三以上の同意を得たときは、名誉教授の称号を授与する。

第五条 学長の職にあつた者に対しては、学長は前条後段の手続を経て、名誉教授の称号を授与する。

第六条 名譽教授の称号の様式は次の通りとする（別紙様式一）

第七条 名譽教授には、特別の事情がある場合に限り、当該学科研究室の一部の使用を、支障のない範囲内で提供することができる。

前項の場合は当該学部教授会並に評議会の同意を得なければならない。

この場合教授会並に評議会は、構成員四分三以上出席し、その四分の三以上の同意を得なければならない。

第八条 この規程の改正は評議会構成員の四分の三以上出席し、その四分の三以上の同意を得なければならない。

附

則

1 この規定は昭和二十七年三月十二日から施行する。

2 東京女子高等師範学校の校長又は教授で、この規定施行前或は昭和二十七年三月三十日までに退職した者に對しては、本規定に準じて東京女子高等師範学校の名誉教授の称号を授与することができる。（別紙様式二）

3 前項の場合の手続は、第四条及び第五条の規定にかかわらず、教授会に於て決定する。

様式一

（番号）

氏名

お茶の水女子大学名誉教授の称号を授与する

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学

氏名

お茶の水女子大学東京女子高等師範学校名誉教授の称号を授与する

昭和年月日

お茶の水女子大学
東京女子高等師範学校

(10) 教授等停年に関する内規

第一条 本学の教授、助教授及び専任講師の停年は満六十五才とする。

第二条 学長については別にこれを定める。

第三条 停年の時期は前学年の終りに、これを予告する。

第四条 停年に達したときは、その日の属する学年末に退官するものとする。

退官に当つては、必ず二ヶ月前に学部長を経由して、学長に辞表を提出しなければならない。

第五条 停年退官者に対するは、原則として講師を嘱託しない。但し授業上特別の必要があるときは、当該学部教

授会の同意を得て、退官者に週二時間以内の非常勤講師を嘱託することができる。

前項の場合に於ては、学部、教授会構成員の四分の三以上出席し、その四分の三以上の同意を必要とする。

第六条 前条の非常勤講師については、その期間を一ヶ年以内とし、継続しようとするときはその都度、前条の手續を経るを要する。

第七条 この内規の改正は、この停年制の適用を受ける者が四分の三以上出席し、その四分の三以上の同意を得なければならない。

附

則

- 一、この内規は昭和二十七年三月十二日から施行する。
- 二、第一条の規定にかかわらずこの内規実施後三ヶ年間は、停年を一ヶ年延期する。

(11) 研究生聽講生、及び委託生に関する規程

研究生規程

第一条 本学において特定事項に関する研究に従事することを希望するものがあるときは、関係学部において、これを適当と認め、かつ支障がない場合に限り研究生として入学を許可することができる。

第二条 研究生は指導教官の指導をうけて研究に従事する。

第三条 研究生の入学資格は旧制の高等学校専門学校又はこれと同等以上の学力を有する女子に限る。

第四条 研究生志願者は左記書類に検定料二五〇円を添えて本学教務課に提出しなければならない。

研究生志願者については教授会で選考の上學長が入学を許可する。

- 一、入学願書(様式別表一)
- 二、履歴書
- 三、身体検査書

第五条 研究生の許可は毎学年の始めとして前学年末に決定する。但し特別の事情のあるときはこの限りではない

第六条 研究生の研究期間はこれを一年とする。但しその研究を継続する必要があるときは理由を具して願出ることができる。この場合学長は教授会の議を経て期間の延長を許可することができる。

第七条 指導教官が必要と認め当該教官の承認があるときは、研究生に対し他学科の講義又は実験に出席を許可することができる。

第八条 研究生は授業料として年額四千二百円を指定期間までに納めなければならない。

第九条 研究生として許可されたものは入学料として、二百五十円を指定の期間までに納めなければならない。

第十条 研究生に要する実費は別にこれを徴収することがある。

第十二条 研究生が他の業務に從事せんとするときは学長の許可を受けなければならない。

第十三条 学長は研究生で相当の成績をあげたと認められたものには、教授会の議を経て研究証明書を付与することができる。

第十四条 研究生で教育職員免許法施行規則第三十一条の規定による単位の認定を希望する者に對しては、試験論文報告又は実技等による指導教官の評価に基き教授会の承認を経てこれを認定することができる。

第十五条 前条の単位の認定を希望するものは、所定様式別表による願書を提出し許可を得なければならない。

第十六条 この規程に定められていない事項については、本学学則を準用する。

附

則

- 1 この規程は昭和二十六年度研究生より適用する。
- 2 この改正は昭和二十七年度研究生より適用する。

別表一

入 学 願 書

本
住 所
勤 務
地 先

氏

名

年 月 日 生

左記により研究生として御許可願います

年

月

日

お茶の水女子大学長 殿

記

お茶の水女子大学長 殿

記

(印)

研究学科目

指導教官

備

考

別表二

単位認定願書

教育職員免許法施行規則第三十一条の規定による
単位の認定を左記の通り希望しますので御許可下
さる様お願ひます

年 月 日

研究

生 氏名

(印)

研究科目単位数

指導教官

期間

備

考

聽講生規程

第一条 聽講生は本学所定の課程を聽講して、単位を修得することができる。

第二条 聽講生は旧専門学校令の内、修業年限四年の学校を卒業又はこれと同等以上の学力を有する女子に限る。但し教育職員免許法の単位として、認定を受けるため教職科の聽講を希望する者は、高等学校、中学校、教員の二級普通免許状を授与されたもの又は授与される資格あるものに限る。

第三条 聽講生を志願するものは左記の書類に検定料二百五十円を添えて本学教務課へ提出しなければならない。

一、入学願書（所定の様式別表一）

一、履歴書

一、勤務先所属長の承認書

一、身体検査書

第四条 聽講生の入学及び許可学科は教授会に於て審査の上學長が許可する。

第五条 入学を許可された者は入学料二百五十円を指定の期日までに納付しなければならない。

第六条 聽講生の在学期間は一ヶ年又は六ヶ月の二種類とする。

第七条 単位算定の基準は左記による。

講義 演習 三十時間以上 一単位

実験実習 四十五時間以上 一単位

第八条 一ヶ年継続の講義演習実習については該課程を修了したものでなければ単位修得を認めないことがある。但し修了したものには二単位を認めることができる。

第九条 単位の修得は指導教官の指定する試験又は論文報告等により指導教官の評価に基き教授会の承認を経て、決定する。

第十条 聽講生の修得した単位は教育職員免許法施行規則第三十一条の規定により認定された単位とすることができる。

第十一條 聽講料は一単位につき金二百円を指定の期日までに納付しなければならない。

きる。

附

一、本規程は昭和二十五年度聽講生よりこれを適用する

二、本改正は昭和二十七年度聽講生より適用する

別表一

入学願書

本籍地 現住地 勤務先所在地 同所在地

氏

年月日 生

左記により聽講生として入学の御許可を
願います

昭和年月日 右

氏

殿
名印

お茶の水女子大学長

研究学科	単位数	指導教官
至	年	月

委託生規程

四八

第一条 教育委員会その他の公共機関から委託により、本学において授業及び研究指導を受ける者を委託生と称する。

第二条 委託生は旧制高等学校専門学校の卒業又はこれと同等以上の学力を有する女子にして、教育委員会、学校その他の公共機関から推薦された者につき教授会において選考の上これを学長が許可する。

第三条 委託せんとする機関の長は左記の書類を本学教務課に提出しなければならない。

一、委託願書（所定の様式別表一）

二、本人の履歴書

第四条 委託生の人員は本学学生の授業及び研究指導に支障を来さない範囲内とする。

第五条 委託生の授業及び研究指導の期間は一ヶ年又は六ヶ月の二種類とする。

第六条 委託生に對しては希望により受講證明書を交付することができる。

第七条 委託生にして教育職員免許法施行規則第三十一条の規定による単位の認定を希望するものに對しては、試験論文報告又は実技等による指導教官の評価に基き教授会の承認を経てこれを認定することができる。

第八条 前条の単位の認定を希望するものは所定様式別表一による願書を予め提出し許可を得なければならない。

第九条 前条の単位は一ヶ年の委託生に對しては、三十単位、六ヶ月の委託生に對しては、十五単位を限度とする但し単位の基準は学則による。

第十条 本学の授業計画以外において教官の指導を受け認定による単位を希望する者については本規定を準用することができる。

第十一條 委託生は一単位につき聴講料二百円を指定の期日までに納付しなければならない。

なお実験実習等に要する研究実費は各人の負担とする。

第十二条 この規定に定められてない事項については本学学則を準用する。

附 則

一、この規定は昭和二十五年度委託生より適用する。

二、昭和二十五年以前において委託せられた者に對してはこの規定を適用することができる。

三、この改正は昭和二十七年度委託生より適用する。

別表一

委 託 願 書

左記の通り貴学に於て授業及び研究指導を委託致しあく御願申上ます

年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

別表二 単 位 認 定 願 書

教育職員免許法施行規則第三十一条の規定による単位の認定を左記の通り希望しますので

御許可下さるようお願ひします

年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

(印)

別表一

委 託 願 書

お茶の水女子大学長 殿

年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

(印)

研究学科目	希望する指導教官	期 間	委託生氏名

授業及び研究科目	単位数	指導教官	期 間	委託機関名

(12) 学生委員会規程

第一条 本会は学生委員会と称し、学生の厚生補導に関する事項を審議し、必要ある場合には学生部の活動に協力する。

第二条 本会は左の委員を以て組織する。

- 一、文教育学部から三名、他学部から二名づつ薦推された専任教官計七名。
- 二、各学部から推薦された補導委員の代表者一名づつ計三名。
- 三、寮務委員から推薦された代表者一名。

四、学生部長。

前項第一号該当者が第二号又は第三号の代表者に推薦された場合は之等の資格を兼ねてもよい。

第三条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

第四条 委員の互選によつて委員長及び副委員長を定める。

第五条 委員長は委員会を召集しその議長となる。

委員長事故あるときは副委員長之に代る。

第六条 委員三名以上の申出があつた時は委員長は委員会を召集する。

第七条 学長、学部長は隨時出席することが出来る。

その他の職員は委員長の請求又は諒解があつた時に出席する。

第八条 本会は第一条の使命を達成するために次のこと等を行う。

一、学長から諮問された問題を審議し又は自発的に意見を進言する。

二、学生部長提案の協議に応じ又は自発的に助言する。

三、学生部から報告を受け又は資料の提供を求める。

四、補導委員と連絡をとる。

五、学生と連絡懇談を行う。

六、必要ある場合には学生部の活動に協力する。

七、その他学生の厚生補導に必要と認められる事項を調査研究する。

第九条 本会に幹事を置き学生課長及び厚生課長之に當る幹事は委員長の命をうけて事務を処理する。

附 則

- 1 本規程は昭和二十七年八月九日より実施する。
- 2 補導協議会規程は廃止する。

(13) 学生準則

一、身上異動

住所の変更、保証人、その他身上に異動あるときは速やかに学生部長に届け出る。

二、缺席及び缺課

缺席又は缺課した時は学生課そなへつけの届書に所定事項を記入し、一週間以内に学生課に差出す。

缺席すること二週間以上に及ぶ時はその事由を記し、保証人又は代理保証人の連署を以て学科主任に届け出る。病氣の場合は医師の診断書をそえる。

父母、祖父母、兄弟、姉妹の死去した場合は他の事由に依る缺席、缺課と区別し左の期間内に限り、缺席日数、欠課時数に算入しない。

イ、父母死去の場合、七日以内

ロ、祖父母兄弟姉妹の場合五日以内

三、学内団体の届出及び解散

学生が団体を設立する時は責任者三名以上並びに顧問教官（教授、助教授又は講師）を定め所定の様式に依り、学生部長に届け出てその許可を受ける。団体の会則又はその他届け出た事項を変更した時及びその団体が学外団体に参加する時も同様とする。

各団体の会員名簿は毎年五月末日に更新する。六月十日までに新名簿を提出しない団体は解散したものと見なされる。

団体の行動が本学の機能を害し又は秩序を乱す恐れがある時はその行動を制限、禁止し、事情によつては団体の解散を命ずることがある。

四、集会及び旅行

集会はその責任者が教官一名以上の承認を経て所定の用紙に明記し、学生課を経て学生部長の承認をうける。学外者を交えての集会は前項の規定に従い十日前に届け出で許可を受ける。

集会の終つた時は室内を整頓し学生課又は宿直員に届け出る。

団体で旅行しようとする時はその責任者を定め所定の用紙に明記し学生課を経て、学生部長に届け出る。

五、掲示及び印刷物の配布、その他

学内に於いて左の行為をしようとする時は学生課を経て学生部長に承認を受ける。

イ、掲示

ロ、印刷物、その他物品の配布又は販売 この場合印刷物五部をそえて届け出る。

ハ、デモンストレーション。

ニ、署名運動、投票、世論調査。

掲示については次のことを守る。

イ、ビラ、ポスターの板書の原稿類は学生課の捺印をうける。

ロ、掲示期間は一週間以内とする。

ハ、所定の場所以外に掲示しないこと。

(14) 学寮規程

本規程は主として大山寮についてこれを適用し老松寮についてはこれに準じ別に定める。

第一章 総則

第一条 本学学寮は次の二寮より成る。

大山寮 東京都板橋区板橋町九の一六〇二

老松寮 東京都文京区高田老松町一七

第二条 本学学寮には本学学生の中東京都内に適当な住居を有しない者を希望により入寮せしめる。

第三条 学寮の運営は寮生の総意に基き自治によりこれを行ふ。学寮自治会規約は別にこれを定める。

第四条 寮生は本規程および学寮自治会規約を遵守し、規律正しき团体生活を營み、自治に伴う責任を自覺し、自治能力の向上発展に努める。

第二章 入退寮

第五条 入寮希望者は別紙様式による入寮願に家庭事情調書を副え保証人の連書を得て、学寮協議会に提出し学長の許可を受ける。

第六条 保証人及び代理保証人は寮生本人に関する本学よりの連絡相談に応ずるものとする。

第七条 卒業者は卒業年の三月末日までに退寮するものとする。

第八条 本規程又は学寮自治会規約に違反し或は他の寮生の生活をみだす寮生に対し学長は学寮協議会の議を経て

退寮を命ずることがある。

第九条 退寮を希望するものは保証人の連署を得て退寮届を学寮協議会に提出する。

第十条 休暇中學寮に残留することを希望する者は休暇中殘留願を学寮協議会に提出する。

第三章 学寮協議会

第十一条 学寮自治の向上発展を助長し学寮自治会と大学側の連絡を円滑ならしめるため学寮協議会を設ける。

第十二条 学寮協議会は次に掲げる本学職員及び学寮自治会代表をもつて構成される。

一、学生部長

二、各学部教授会に於て互選された寮務委員（各学部二名づつ）

三、学寮主任

四、学寮自治会正副委員長および自治委員五名（寮各より一名づつ）

第十三条 寮務委員は学寮自治に理解深き本学教官の中よりこれを選ぶ。その任期は一年とし再選を妨げない。

第十四条 学長及び各学部長は必要に応じ学寮協議会に出席する。学寮協議会は必要に応じその構成委員以外の本学職員及び学寮運営委員の出席を求め、その意見を聞くことが出来る。

第十五条 学寮協議会は次の諸事項を協議する。

- 一、学生の入寮及び退寮に関する事項
- 二、学寮職員の任命及び解任に関する事項
- 三、本規程改正案に関する事項
- 四、学寮自治会規約改正案に関する事項
- 五、学寮自治委員会の議決事項
- 六、学寮生活の規律保持に関する事項
- 七、学寮会計監査に関する事項
- 八、寮関係の処分に関する事項

九、寮関係の苦情処理に関する事項

一〇、その他学寮自治に関する重要な事項

第十六条 学寮協議会は必要に応じ学生部長がこれを召集する。定例学寮協議会は月一回これを開く。

第十七条 学生部長は寮務委員の四名又は自治会代表の五名が要請した場合は学寮協議会を召集する。

第十八条 学寮協議会は構成員総員の三分の二以上の出席により成立する。

第十九条 学寮自治会委員長（又は自治委員）は隨時学生部長に対し学寮自治生活に關し報告する。

第二十条 寮生は学寮協議会に対し学寮自治生活について文書により陳情することができる。

また一回につき寮生五名以内が学寮協議会に出席して学寮自治生活について陳情することができる。

第二十一条 学寮協議会の協議がまとまらない場合は本学評議会の決定を仰ぐ。

第二十二条 学寮協議会に関する事務は厚生課がこれを扱う学寮協議会に提出する願届類は厚生課を経るものとする。

第四章 学寮職員

第二十三条 本学学寮に学寮主任を置く。学寮主任は常住とし、建物、施設、備品及び火氣を管理する責に任ずる。

他の職員については学寮協議会の議を経て学長これを任命する。

第二十四条 老松寮の職員については別にこれを定める。

第五章 宿泊および外泊

第二十五条 次に掲げる宿泊希望者に対しては原則として宿泊を許可するものとする。

一、寮生の保証人又は家族（ただし女性に限る）

二、櫻蔭会員

三、講習会等のため上京した婦人団体

四、学寮協議会において適当と認めた本学学生

第二十六条 前条の宿泊者は本規程および学寮自治会規約を遵守するものとする。

第二十七条 前々条の宿泊者は学寮運営委員会会計部に対して所定の宿泊料を支払うものとする。

第二十八条 外泊届提出の勧行については学寮自治会委員長が責任をもつものとする。

五六

第二十九条 寄宿料は所定の寄宿料を本学会計課に納める。

第三十条 学寮運営委員会会計部は隨時会計簿を学寮協議会に提出し、その監査を受ける。

第三十一条 学寮諸経費の滞納が長期にわたる寄宿生に対し学長は学寮協議会の議を経て退寮を命ずることができる。

第三十二条 学寮の設備器具等を破損した寄宿生はその実費を弁償するものとする。

第七章 集会および掲示

第三十三条 学外者を交えての集会については学生準則の規程による。

第三十四条 政治的な関係のある掲示については学生準則の規程による。

第三十五条 寄宿生は寄舍が国民の財産たることを自覺して火災その他の災害予防については万全の措置を構するものとする。

第三十六条 学寮自治会は学寮主任と協力しその監督を受けて火災その他の災害予防の具体的計画を立て万一大災その他災害発生の場合は学寮主任指揮の下に寄宿生全員協力して消火その他の具体的措置に当るものとする。

附則

1 本規程は昭和二十七年七月二十四日よりこれを施行する。

2 本規程は学寮自治の実績に徴し施行後六ヶ月ないし、一年の間に於て学寮協議会の議により再検討することができる。

(15) 授業料減免内規

第一条 学業優秀なる学生であつて真に已むを得ない事情で学資の支辨が困難であると認められる者に対して、授

業料を減免することができる。

第二条 前条の該当者であつて減免を受けようとする者は左記の書類を学長に提出するものとする。

イ 減免願書

ロ 家庭調書、家族、家業家計につき詳細に記載したもの

ハ 学資の支弁が因難であると認定するに足りる市(特別区)町村長の証明書(本人又は本人を扶養する者の居住地)

第三条 出願期間は三月二十日から四月二十日迄及び九月一日から九月三十日迄とする。

風水害等特別緊急の事情による授業料の減免願出はこの限りでない。

第四条 授業料の減免は年度を二期に分け当該期間を限度として許可する。

減免の継続を希望する者は次期間の始めに第二条の手続を更新するものとする。

第五条 減免の種類は全額免除及び半額免除とする。

第六条 授業料の減免は補導委員の選考を経て学長が決定する。

第七条 新入学生は特別の事情ある場合の他減免の許可をしない。

第八条 授業料の減免を許可し得る範囲は授業料歳入予定額の5%に相当する金額とする。

第九条 授業料の減免を許可された者で許可決定後減免理由が消滅した場合は許可を取消すものとす。

附則

1 本内規は昭和二十七年十月三日より施行する。

(16) 附属図書館利用規程

第一節 総則

第一条 お茶の水女子大学附属図書館は、お茶の水女子大学に所属する図書、記録その他必要な資料を収集、整理

保存して職員、学生及び生徒に利用させ、その調査、研究、学習、リクリエーション等に資することを目的とする。

第二条 本館收藏の図書、記録その他必要な資料（以下図書という）を閲覧し得る者を左の通りとする。

一、本学職員

二、本学学生及び生徒

三、附属高等学校生徒

四、その他閲覧票を所有する者

第三条 左に掲げる者にはその出願により閲覧票を交付することができる。

一、本学及び東京女子高等学校並に同校附設各教員養成所卒業生

二、東京女子高等師範学校附属高等女学校及び附属高等学校卒業生

三、特に図書館長の許可を得たもの

第四条 閲覧室は左の休業日を除き毎日これを開く。

但し都合により臨時これを開閉することがある。

日曜日。国民の祝日。本学創立記念日。本学卒業式当日。年末及び年始

第五条 閲覧時間は左の通りとする。

平 日 午前八時三十分より午後五時

土曜日 午前八時三十分より午後三時

但し夏季休業中は午前八時三十分より午後一時

第二節 図書の閲覧及び返納

第六条 図書を閲覧しようとする者は、図書借覧証に書名分類番号、冊数、閲覧年月日等を記入し署名の上これを借受ける。

2 職員及び学習上特にその必要を認められる学生生徒は図書館事務長の承認を得て自ら書庫に入り図書を検索しこれを借受けることができる。

第七条 館内閲覧の借受部数は一人につき五冊以内とする。但し職員にあつては一人につき十冊以内とする。

第八条 館内閲覧のため借受けた図書はこれを閲覧室外に持出してはならない。

第九条 館内閲覧者は別に定める館内規律を守らなければならない。

第十条 館外閲覧の借受部数は教官には一人につき三十冊、その他の職員には一人につき十冊以内とし、二ヶ月以内にこれを返さなければならない。但し教授上の必要から借受けた図書に限り右の期間を六ヶ月迄延期することができる。

2 学生生徒には一人につき三冊以内とし、一週間以内にこれを返さなければならぬ。

3 その他の者は原則として館外閲覧を許さない。

第十二条 借受期間を守らない者は相当の間図書の閲覧を停止することができる。

第十三条 館外閲覧のため、借受けた図書は毎年三月三十一日までにことごとくこれを返さなければならぬ。但し事情により臨時にこれを返させることがある。

辞書類、研究上常置を必要とする全書雑誌の類、貴重図書、新購入及び新寄贈の図書、新刊雑誌類、その他特別の図書。

第十四条 借受けた図書はすべてこれを他人に貸してはならない。

第十五条 各研究室の主任教育官並に附属学校長は教授上研究上及び参考上必要な図書を借受けて、これを各教室、研究室等に備付けその学科又は学校の教育、学生及び生徒と共に用させることができる。

2 各課の主任は事務上必要な図書を借受けてこれを各事務室に備付けその係員に共用させることができる。

第十六条 前条による図書の借受けには、学長の決裁を得た後図書館備付の貸出簿に書名、冊数、借受年月日等を記入し捺印の上これを借受ける。但し別に借受部数及び借受期間の制限を設けない。

第十七条 前条による図書の借受者は図書監守簿を設けてその図書を監守しなければならない。

第十八条 借受けた図書を紛失し又は汚損したときはこれを弁償せることがある。

附

則

- 1 この規定は昭和二十六年七月二十四日よりこれを施行する。

(参考) 図書閲覧票様式(表)

お茶の水女子大学附属図館図書閲覧表

(昭和 年月日より満一ヶ年有効)

部 科 年姓名

1. 入館の際は本表を携帯して下さい。
2. 館外閲覧のため図書を借受け及びそれを返納するときは、その都度本票を掛員に提出して必ず検印を受けて下さい。この手続をしない場合は館外貸出をしません。
3. 館外貸出の冊数は学生、生徒一人につき三冊以内で期間は一週間以内です。
4. 本票検印欄のなくなつた場合は、その旨を係員に申出て下さい。
5. 本票を紛失した場合には原則として再発行しません。

帶出日	返却日	帶出日	返却日	帶出日	返却日

裏

(17) 通信教育部規程

- 第一条 本学文教育学部教育学科に、教職員通信教育講座の事務を処理するため、通信教育部を置く。
 第二条 通信教育部においては左に掲げる事項を処理する。
 文書の接受発送に関する事項

入学に關すること

添削、批評その他指導に關すること

考査に關すること

単位修得の認定に關すること

質問及び回答に關すること

学費の受入に關すること

教科書及び教材等の取扱に關すること

その他教職員通信教育講座の事務に關すること

第三条 通信教育部に庶務係及び教務係を置く。

第四条 庶務係においては、左の事務をつかさどる。

文書の接授、発送及び保存に關すること

募集その他入学に關すること

単位修得の認定に關すること

質問及び回答に關すること

学費の受入に關すること

その他通信教育部の所掌事務で、教務係の所掌に屬さない事務

第五条 教務係においては、左の事務をつかさどる。

入学者の決定に關すること

報告書の添削指導に關すること

成績の考査に關すること

質問の回答に關すること

補助教材の編集に關すること

第六条 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第七条 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第八条 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第九条 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第十条 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第十一條 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第十二條 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第十三條 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第十四條 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

第十五條 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人教務係主事一人及び部員若干人を置く。

(18) 大 学 事 務 規 程

第一章 総 則

第一条 本学に左の事務部局を置く。

事 務 局

学 生 部

文 教 学 部

事 務 部

理 学 部

家 政 学 部

事 務 部

附属図書館事務部

学生部に学生課及び厚生課を置く。

- 第三条 前条の各課に係を置く。
- 第四条 各学部及び附属図書館の事務部については別に定める。
- 第五条 局部課及び係にはその長を置く。
- 第六条 事務局長は学長の命をうけて局務を統括掌理する。
- 2 学生部長は、学長の命をうけて厚生補導に関する事務を統括掌理する。
- 第七条 各事務部局の職員は上司の命があつたときは、所管以外の事務を補助するものとする。
- 第八条 事務の委任については別に定めるところによる。
- 第九条 各事務部局の主管事項について、所属が明かでないものは上司の指示をうけて所属をきめる。
- 第二章 事務分掌
- 第十条 庶務課に庶務係人事係及び能率係を置く。
- 1 一、庶務係においては次の事務をつかさどる。
- 2 学内諸規定の制定および改廢に關すること
- 3 学長の官印及び学印並に課の官印の管守に關すること
- 4 公文書の接受発送及び保存に關すること
- 5 職員の出張に關すること
- 6 儀式に關すること
- 7 外來者の応接に關すること
- 8 涉外事務に關すること
- 9 学校基本調査等の統計調査資料の收集及び作成に關すること
- 二、人事係においては次の事務をつかさどる。
- 10 自動車の使用を管理すること
- 11 電話の取扱に關すること
- 12 その他、他の主管に屬しないこと
- 13 職員の任免その他人事異動に關すること
- 14 給与に關すること
- 15 職階に關すること
- 16 恩給に關すること
- 17 その他人事に關すること
- 三、能率係においては次の事務をつかさどる。
- 1 人事記録の作成、整理及び保存に關すること
- 2 扶養親族の認定に關すること
- 3 名誉教授の称号授与に關すること
- 4 職員の在外研究及び内地研究に關すること
- 5 職員の服務に關すること
- 6 勤務評定に關すること
- 7 職員の福利厚生に關すること
- 8 職員の榮典に關すること
- 9 職員の研修に關すること
- 10 職員の身分証明に關すること

9 職員団体に關すること

第十一條 会計課に總務係、出納係及び用度係を置く。

一、總務係においては次の事務をつかさどる。

会計の法規に關すること

会計官吏の任免等に關すること

会計の検査及び監査に關すること

会計の調査及び統計に關すること

会計の企画に關すること

支出負担行為の計画及び確認に關すること

支払計画に關すること

予算の編成要求及び配分に關すること

予算の流用及び移用に關すること

歳入及び歳出の決算に關すること

会計の官印の管守に關すること

会計の文書の接受発送及び保存に關すること

その他、他係に屬さないこと

二、出納係においては次の事務をつかさどる

歳入の調定並に徵收に關すること

歳入の收入に關すること

歳出の支出に關すること

歳入歳外出現金及び有価証券に關すること

人件費の調査及び統計に關すること

三、用度係においては次の事務をつかさどる。

物件費の支出負担行為（図書費及び營繕費を除く）に關すること

物品の出納保管（図書及び營繕用資材を除く）に關すること

物品の寄附（図書を除く）に關すること

物件の需給の調査統計及び計画に關すること

構内の警備に關すること

傭人の監督及び指導に關すること

国有財産の監守に關すること

国設宿舎に關すること

科学研究費の經理に關すること

自動車に關すること

施設課に企画係及び營繕係を置く。

第十二條 施設課に企画係及び營繕係を置く。

一、企画係に於いては次の事務をつかさどる。

施設の企画に關すること

施設の調査、統計及び報告に關すること

施設関係予算の要求並びに資料の作成に關すること

- 賞糞費の支出負担行為に關すること
設計書類の照査並びに監理に關すること
工事の設計、積算及び施工並びに管理に關すること
國有財産の事務處理並びに整備保全に關すること
營繕用資材の出納保管に關すること
文書の接受發送及び保存に關すること
その他、他係に屬さないこと
二、營繕係に於いては次の事務をつかさどる。
 1 電氣の消費及び電氣諸工作物の使用状況調査並びに統計等に關すること
 2 電氣諸工作物の企画資料の作成に關すること
 3 電氣諸工作物の整備保全並びに管理運営に關すること
 4 電氣諸工作物の設計及び積算資料の作成施工並びに保守に關すること
 5 電話の保守並びに交換運営に關すること
 6 水道及び瓦斯の使用状況の調査並びに統計等に關すること
 7 水道、瓦斯及び煙房設備の企画資料の作成に關すること
 8 水道、瓦斯及び煙房設備の整備保全並びに管理運営に關すること
 9 瓦斯、煙房、給排水及び衛生工事の設計及び積算資料の作成施行並びに保守に關すること
 10 防火設備の整備保全並びに管理に關すること
 第十三条 学生課に学生係を置き左の事務を掌る。
 1 課外活動に關すること
 2 学籍簿に關すること
 第十四条 厚生係に於いては左の事務をつかさどる。
 1 休学、退学、転学及び除籍に關すること
 2 入学手続及びオリエンテーション計画に關すること
 3 学生の相談に關すること
 4 授業料の減免、延期及び分納に關すること
 5 学生の身分証明書、在学証明書及び通学証明書等に關すること
 6 学生の賞罰に關すること
 7 外国人学生に關すること
 8 学生委員会の事務及び補導委員との連絡に關すること
 9 学生補導に関する種々の調査に關すること
 10 学生部長の印及び学生課の官印の管守に關すること
 11 文書の接受、發送及び保管に關すること
 12 その他学生課の事務に關すること
 13 学生アルバイト斡旋に關すること
 14 学生食堂の運営に關すること
 15 日本育英会及び各種奨学生に關すること
 16 学生のレクリエーションに關すること
 17 学生及び卒業生の就職斡旋に關すること
 18 学生アルバイト斡旋に關すること
 19 学生食堂の運営に關すること
 20 学生の身体検査に關すること
 21 職員及び学生の身体検査に關すること
 22 学内の伝染病予防対策に關すること
 23 健康相談に關すること

其の他医局に關すること

保健体育委員会に關すること

其の他学生の福利厚生に關すること

文書の接受、發送並びに保存に關すること

その他、他係に屬しないこと

二、学寮係においては左の事務をつかさどる

1 学寮協議会に關すること

2 学寮協議会に提出する願届書類の整理並びに保管に關すること

附 則

1 この改正は昭和二十八年三月十日よりこれを施行する。

医局規程

第一条 学則第五十条による医局規程を左の通り定める。

第二条 職員、学生及び生徒の保健に資するため、本学に医局を設ける。

第三条 医局に学校保健婦及び事務員をおく。

第四条 学校医は上司の命をうけて職員、学生及び生徒の身体検査並びに各種予防接種等を行ふ外、毎週次の日時に診療に從事する。

月曜日 午后二時～午后四時

第五条 保健婦は学校医を助け診療並びに事務に從事する。

第六条 事務員は医局に関する事務を処理する。

第七条 診療費は原則として無料とする。

但し注射薬、高貴薬等は實費を支弁させるものとする。

付 則

この規程は昭和二十八年三月十日からこれを施行する。

学部事務規程

第一条 各学部に事務部を置く。

第二条 事務部に係を置く。

第三条 事務部に事務係を置く。

第四条 事務長は学部長の命をうけてその主管事務を掌理する

但し関連事務については事務局長又は学生部長の指示をうける

係長は上司の指揮をうけて事務を分掌する。

係員は上司の指揮をうけて事務に從事する。

第五条 各学部の事務で他の部局に關係ある事項についてはその部局に合議しなければならない。

第六条 文教育学部事務部に学務係及び附属学校係を置き、理学部及び家政学部事務部にそれぞれ学務係を置く。

一、学務係においては左の事務をつかさどる。

学部内の人事事務に關すること

学部内の經理事務に關すること

学部長の官印及び学部印等の管守に關すること

公文書の接受、發送及び保存に關すること

教授会及び当該学部に關係する教務委員会、教育実習委員会等に關すること

学生及び委託生研究生等の入学及び卒業に關すること

授業ならびに休業に關すること
学科課程作成に關すること

一般教育課程、教職課程等の作成に關すること

学生の科目履修に關すること

学部内の学生の厚生補導に關すること

学業成績簿に關すること

卒業証書、卒業證明書、成績證明書、単位修得證明書等に關すること

学生及び卒業生の教員免許に關すること

通信教育に關すること

教室、研究室及び教具の保管整理に關すること

学部内の傭人の監督及び指導に關すること

その他学部内の庶務に關すること

二、文教育学部事務部附属学校係においては左の事項をつかさどる。

各附属学校の長及び学部長との連絡に關すること

各附属学校に配属された附属学校係員との連絡調整に關すること

その他附属学校の事務に關すること

則 1 この改正は昭和二十八年三月十日よりこれを施行する。

附

附属図書館事務規程

- 第一条 附屬図書館に事務部を置く。
- 第二条 事務部に係を置く。
- 第三条 事務部に事務長各係に係長を置く。
- 第四条 事務長は上司の指揮を受けて主管事務を掌理する。
係長は上司の指揮を受けて事務を分掌する。
- 第五条 事務部に総務係及び司書係を置く。
係員は上司の指揮を受けて事務に従事する。
一、総務係においては左の事務をつかさどる。
　　1. 図書の購入に関する事務
　　2. 図書の出納及び保管に関する事務
　　3. 教科用図書に関する事務
　　4. 受入図書の速報及び周知に関する事務
　　5. 寄贈図書に関する事務
　　6. 図書館の官印の管守に関する事務
　　7. 図書館備品の保全に関する事務
　　8. 文書の接受、発送及び保存に関する事務
　　9. その他、他係に属しない事務
二、司書係においては左の事務をつかさどる。
　　1. 図書の閲覧に関する事務

- 2 図書の保存及び整理に關すること
3 読書指導に關すること
4 購入図書の選定に關すること
5 図書目錄カードの作製に關すること
6 図書の分類及び函架に關すること
7 閲覧統計の作製に關すること
8 雜誌索引の作製に關すること
9 図書の宣伝に關すること
10 書庫閲覧室の整備に關すること

附

則

1 この改正は昭和二十八年三月十日よりこれを施行する。

(19) 文書処理規程

第一条 公文書は庶務課庶務係において收受し、左の各号に依り取扱う。但し附属学校において直接処理するもの及びこの規程第三条によるものを除く。

- 一、親展文書は封緘のまゝ宛名人に配付する
- 二、前号以外の文書はこれを開封し、文書收受簿に登記し、其件名番号及び年月日を記入した後、直ちに主管部局に配付しその証印を徵する
- 三、二部局以上に関連する文書は関係の重さに従つて配付する

第二条 親展文書が宛名人から回付されたときは、前条第二号に準じて取扱う。

第三条 左の文書は庶務課庶務係を経ないで主管部局において接受することができる。

- 一、教官から提出される教務上の書類
- 二、学生から差出す願届書類
- 三、入学志願者の出願書類
- 四、その他各部局長の指定した書類
- 第五条 处理案が他の部局に関連あるものは合議しなければならない。
- 第六条 決議済の文書は主管部局において決裁年月日を記入しすみやかに處理の手続をしなければならない。
- 第七条 発送を要する文書は庶務課庶務係が処理する。但し執務時間外のときは事務当直において処理しなければならない。
- 第八条 庶務課庶務係は発送文書及び原議に番号を付け文書発送簿に登記し、原議はこれを主管部局に返えされなければならない。
- 第九条 庶務課庶務係または事務当直において郵便電信を発送するときは、月日受信名発信名及び料金を郵便切手付簿に記載し送達の上送先の証印を徵しなければならない。
- 第十条 庶務課庶務係または事務当直において郵便電信を発送したときは、月日受信名発信名及び料金を郵便切手受払簿に登記し、取扱者が検印する。
- 第十一条 事項の完結した文書は主管部局において整理保存しなければならない。
- 第十二条 文書保存については別にこれを定める。

附

則

1 この規程は昭和二十八年三月十日よりこれを施行する。

(20) 事務当直服務規則

第一条 事務當直を分ちて平日當直及び休日當直とし休日及び土曜日の當直は日直及び宿直とする。

第二条 男子の事務官、技官及び分課事務に從事する満二十才以上の男子の雇員は輪番を以つて事務當直に服なければならない。但し休日當直の日直は女子の事務官もこれに服さなければならない。

第三条 当直時間は平日には日直には執務時間の終りより翌日の執務時間の始め又は之に相当する時限までとし、休日にありては日直は平日の執務時間よりその終りの時間までとし、宿直は平日當直に準じてこれを行う。

但し土曜日の當直は執務時間の終りより午後五時までを日直とし、午後五時より翌日の執務時間の始めまでを宿直とする。

第四条 事務當直者は出張、忌引、疾病又は其の他の事故に依り指定の日に於て勤務することの出来ない場合は速かに庶務課庶務係に申出なければならない。この場合庶務課庶務係は直ちに代勤者を定め之を本人に通告するものとする。

第五条 事務當直者が指定日に已むを得ざる事故を生ずる虞ある時は、予め代勤者を定め當直日割の変更を求めることが出来る。

第六条 事務當直者は勤務終了後平日にありては、庶務課庶務係に休日にありては、次直者に事務の受授をなすものとする。

第七条 交代時刻を過ぎる場合、次直者の出頭しない時は當直者は本人に照会し、正当の理由ありと認めるときは他の日の事務當直を以つて之に代らしめる。但し代勤者の出頭するまでは引続き自ら勤務せねばならない。

第八条 事務當直者は任務遂行のため、特に左記事項を履行しなければならない。

一、校内を監守し警務員又は作業員と共に一切の取締に任ずること。

特に午後九時には警務員及び作業員を指揮し校内を巡視し窓戸の開閉、火気の取扱等に注意すること。

二、文書、物件、電信、電話を受取した場合には、すべてこれを受授簿に記録し、特に急を要するものは、之を事務局長又は関係職員に送付し、或は電話を以つて通じ臨機の処置をなすこと。

三、当直時間中處理した總ての事項を日誌に記録すること。

第九条 事務當直者は平日には執務時間の終りに会計課用度係より鍵、鍵箱及び鍵受渡簿の引継を受け、宿直室定位置に保管し、當直中の鍵の受渡並びに記帳をなし、翌日執務時間の始めに会計課用度係に引継がねばならない。

第十条 事務當直者は、當直中、勤務遂行其の他の事由により宿直室を離れる場合には必ず當直の警務員又は作業員をして宿直室に代直させねばならない。

第十二条 事務當直は特に必要とする場合の他は各一名とし、その順序は毎月末三日前までに庶務課庶務係に於て定め、之を本人に通告する。

附

- 1 本則は昭和二十五年一月一日より施行する。
- 2 この改正は昭和二十八年一月一日より施行する。

五、附屬施設及び研究施設

(1) 附 屬 図 書 館

本館は本学の西側構内に位して、延二百余坪の面積を有し、木造一階建の学生（生徒）閲覧室、教官閲覧室、目録室、館長室、事務室及び鉄筋コンクリート三階建の書庫より成る。学生閲覧室は第一及び第二閲覧室に分れ、坪数はそれぞれ、二十七坪及び二十坪で座席はそれぞれ七十席及び三十席を有す。第一閲覧室には新刊書及び自由閲覧の辞

書類が備付けてある。目録室は、第一閲覧室に隣接し坪数十二坪で、書名目録、分類目録及び人名目録の三種のかド箱が備付けてある。書庫は各階三十坪、延九十坪で、一階は和書、二階は洋書及び全集類、三階は漢書、新聞雑誌類が所蔵されている。藏書数は各研究室及び各課の貸出分を合せて昭和二十七年八月一日現在、和漢書六一、九〇冊、洋書一六、四五三冊、雑誌類三五、二五六冊、計一一三、六一〇冊で、このうち約七割がこの書庫に所蔵されている。藏書の分類は、アルファベット順一三部門より成る。貸出しは辞書、新聞雑誌類を除いて出納式によつている。図書館活動としては、図書館月報の発行、講演会、レコードコンサートの開催、書画の展示などを行つてゐる。

(2) 通信教育部

一、目的

教育職員免許法施行規則第四十七条の規定により通信教育講座を開設し、女子の教育職員及び教育職員になろうとする者に対し、教育職員免許法に定める教職に関する専門科目の通信教育を行う。

二、名称

お茶の水女子大学教職員通信教育講座

三、位置

本学文教育学部教育学科内におく。

三、事務組織

本学文教育学部教育学科内の通信教育の事務を処理するために通信教育部をおき、庶務係及び教務係をおいて事務を分掌させる。(通信教育部規程参照)

五、開設学科及び単位

差当り教職に関する専門科目のうち次の科目を開講する。

(1) 教育原理関係

1 教育課程	四単位
2 学習指導法	四単位
3 中学校高等学校の生徒指導	二単位
4 教育原理	二単位
5 初等教育原理	三単位
6 中等教育原理	三単位

(2) 教育心理関係

1 教育心理学等	四単位
2 児童心理学(成長と発達)	四単位
3 青年心理学(青少年の心理と指導)	三単位

(3) 教育社会学関係

(4) 教育社会学

(4) 学校管理関係

六、履修方法

大学は、教科書に研究手引を添えて受講者に送付する。

大学は、研究課題を設けて回答を提出せしめ、回答には批評、添削、採点を行い、個人的直接指導の徹底を期する。

一期間(四ヶ月)の受講科目数は、二科目以下とする。

大学は、受講者に配布した教材について質問に答えるの外、適当な場所に指導所を設け、教官が出張して面接指導を行うことがある。

七、単位修得の認定

① 単位修得の認定は、大学が定めた研究課題を果した上で終末考査を受け、考査に合格した者に對して行う。
 ② 終末考査は、年に三回行う。
 ③ この通信教育講座は、教育職員免許法及び同施行規則による「免許法認定通信教育」であり、大学の学士号授与のための単位を授与するものではない。

八、受講者数

一〇〇〇名

九、募集及び開講

募集は、毎年二月、六月、十月に行い、四月、八月、十二月にそれぞれ開講する。

十、教員組織

この講座は、主として本学文教育学部教育学科の教官が担当するものとする。(教員組織表参照)

十一、学資

受講料 一科目につき五十円
十二、維持経営の方法
国費による。

十三、開設の時期

昭和二十六年四月一日

◎ 昭和二十七年度開設期間および講座

一、開設期間

第一期	七月から十月まで	四ヶ月
第二期	十一月から一月まで	四ヶ月

二、開設講座

科目(教科書名)	単位数	免許法上の科目	第一期		
			青年心理学	教育評価	中等教育原理
学校教育の指導及び管理	二	青年心理学	三	二	一
学校教育の指導及び管理	二	教育評価	三	三	二
学校教育の指導及び管理	一期	社会学	社会学	社会学	社会学
		児童生徒指導	教育社会学	教育社会学	教育社会学
		二	二	二	二
		教育原理	教育原理	教育原理	教育原理

一、部長教員組織表	二、担当教官	三、同	四、同	五、同	六、お茶の水女子大学助教授	七、同	八、お茶の水女子大学講師
小宮 岩吉	牛周	波石	多川	野	島田	崎口	岩井
忠哲	喜義	完					
彦文	昇友	博二					
彦文	昇友	博二					

(3) 昭和二十七年度内地研究員受入概況

(一) 文部省内地研究員

指導教官	研究題目	現職	氏名
稻牛垣島葉教授	代数学 乳幼兒心埋學	北海道學芸大學助教授	藤谷
稻島講師	栄養學 被服機構學	鳥取大學講師	繩馬
矢助教	被服整理	横濱國立大學講師	垣昌
部助教		三重大學講師	信子
研究員		長崎大學助教授	道子

(二) 各都県よりの委託研究員

研究所屬学科名	人	員	委	託	機	閥
家政學部			東京都			
兒童學科			福井県			
食物學科			青森県			
合計	六	一一二	二	一	一四	

(三) 産業教育振興法に基く委託研究員

研究所屬学科名	人	員	委	託	機	閥
家政學部			東京都			
食物學科			千葉県			
被服學科						
家政學部共通科目	二	一三	福山県	一	茨城県	一
			長崎県	一	新潟県	一
			島根県	一	石川県	一
			福井県	二	福岡県	二
			栃木県	一	大分県	一
			大分県	一	島根県	一
			秋田県	一	香川県	三
			静岡県	一	宮崎県	二

六、研究課題一覽

(1) 研究課題一覽

哲

學科

文教育學部

教授 藤田健治

十九世紀後半より二十世紀に涉る哲学に就て、その根本課題を本質と存在の問題に置いて検討し、その史的發展中に現代哲学の動向を吟味する事、全時にそれ等との対決を通じての体系的立場への企図を目標とする。

文部省人文科学研究費による研究課題

「鎖国」—倫理的考察

「明治の精神」—倫理的考察

「近代日本倫理思想の成立過程」—根本資料の蒐集と刪定

カント哲学に於ける判断力並に構想力の問題

助教授 勝 部 真 長

講師 藤 川 富 士 子

史 学 科

日本文化史の一考察—変革期における文化の動向—

時期を鎌倉初期と明治啓蒙期にとり、それぞれの文化様相を社会の動向との関連において考察しようとするもの。

研究の指標を両者のもつりアリズムの本質を究明することに置き、まず変革期と歴史意識の問題を取りあげて

いる。なお上記の目的を達するには、近世前期との比較考察も不可避となるであらう。

ヨーロッパ中世史—特に社会経済構造

現在と古代社会との関連、中世初期の奴隸制について検討している。

教 授 尾 鍋 輝 彦
助教授 赤 木 志 津 子

日本女性文化史—特に平安時代に就て

教 授 中 村 一 良
助教授 市 古 宙 三

十九世紀の中国

白蓮教、太平天国、義和團の運動を比較検討することによつて、十九世紀中國の変貌して行く過程を明かにする。

助教授 中 村 英 勝
教 授 飯 本 信 之

イギリス国制史

イギリスの議会を中心とした憲政の発達、国家構造、制度の変遷を社会構成の変化と即応して考察する。

地理学科

鴻湖沿岸開拓の自然的条件（文部省科学研究費による）

教 授 飯 本 信 之

那須扇状地農業地理

教 授 松 井 勇 健

九州八代附近の地質構造

講 師 浅 海 重 夫

土壤の地理学—特に土壤と地形との関係

文学科 国文学国語学専攻

日本詩歌史の研究

教授

八六

一

文芸作品の表現研究

助教授

江 湖 山 恒 明

平安時代に於ける和歌と物語

助教授

閔 根 廣 子

私家集と物語との関係及び物語文学の背景としての和歌の研究を中心として

助教授

松 村 明

中国文学専攻

齊 梁 文 学

教 授

網 祐 次

魏晋と唐との中間に位する齊梁の文学は、中国文学史上、極めて重要な意義を持つものである。私は、先づ齊梁文人相互の関係を精査し、かくの如き環境に育成された当時の文学の特質を明かにし、更に、それが唐の文学に何如なる影響を与えるかを確かめたいと思ふ。

中国音韻学研究

講 師

中 山 時 子

中國語の音韻史を各方言および文献によつて明かにしたい。

講 師

賴 惟 勤

英文学英語学専攻

教 授

松 浦 嘉 一

西廂記研究年譜
中国戯曲研究史を攻むる根底の一つとして西廂記研究史の究明に従事し來り、西廂記の諸本、注釈並に之に關する中・日・西諸家の広義に於ける研究調査を歴史的に精査し、略その完成をみた。
本年度に於ては西廂記研究年譜を作成し「西廂記研究史」の中核を具体的に把握し之を表示する。

今日英國では過去の英詩の再批判のみならず、最も英國人に普及する有名な英詩の意味の解釈上の再検討まで、活潑に行われてゐるので、それらを参考にして、エリザベス朝の英詩、就中沙翁の戯曲の表現法が、その後の各時代に如何に変化し或は復古したかを調べ英詩論を組立ててゐる、尙これを古典及び日本の歌論中國の詩話とも比較せんとしている。

教 授

津 田 芳 雄

英語史に関する知識材料の補足拡充。

現代英語の語法研究に関する材料の蒐集。特に英語に脈打つ英語の Genius, instinct の著しい現れと觀られる語法材料の蒐集。

十八世紀の英國文学と其の思想史的背景

助教授

滝 泽 敏 雄

助教授

木 原 研 三

現代英語の語彙の構造研究——現代英語の語彙のシステムを静態的に明かにし、かつ他国語と比較して、英語に表われた思考型態を発見せんとする。

助教授 伊吹知勢

十九世紀の小説、特に本年はブロンテ姉妹、及びデヨーデ・エリオットに集中したいと思つて居ります。またそれ等の人等を、その小説を、また伝記を見てゆくとき、それを文学上の資産としてのみではなく、女性史に与えるコントリビューションを合せて考えてゆきたいと思つて居ります。

講師 西崎一郎

詩人シェリーの人及び作品を中心として、英國浪漫派文学の特質を究明せんとしている。
他にラフカジオ・ハーンの研究、特にその書誌と評伝を完成する仕事を続いている。

教育学科教育学専攻

明治以前における初等教科書——特に往来に関する教育史的研究 教授 石川謙

平安中期から明治中期に至る八百年間において、わが国固有の形態をもつて発達した往来、約三千五百種を材料として、初等教育の目的、内容、方法並に対象の変遷過程を研究する。今日までにすでに「古往来についての研究」「庭訓往来についての研究」「語彙集型往来について」など、八編の研究報告を公刊した。

講師 小口忠彦

創造的思考についての理論は、一応ゆきつくべきところへ達してはいるが、必ずしも operational に規定され

創造的思考の実験的研究

てゐるわけではないので、理論そのものとしては整然としているようにみえても、生活への効用にはとうていたえられない状態である。従つて、今までの理論を整理するだけではなく、すんで operational に規定することが必須の仕事になる。

「やさしい文章とおかしい文章」

教授 波多野完治

教科書の文章、新聞の文章等についていかなる作文形、文形、語彙がやさしいか、その理由等を心理学的に研究する。

教授 周郷博

近代社会における教育構造の分析——フランス革命から現代に至る。教授 文部省人文科学研究費による研究課題——「しつけ」の教育社会学的研究

教授 関野豊三

新制大学制度の研究——特にその成立の次第と問題点について——
女子教育制度の研究——特に歴史的社会的観点において——

教育心理学——特に青年心理学を基調としての学習心理に関する研究 教授 ガイダンス——特に人間関係における諸問題についての心理学的教育学的研究
内田安久

教育的助言指導技術

教育における監督的指導が助言的指導に転換されなければならない今日、實際上にいろいろな難点があるのでそれを分析的に研究することをねらつてゐる。

教 授 武 田 一 郎

九〇

幼児の基礎能力の伸長と教材教具

教 授 及 川 ふ み

電話遊びと言語指導

紙芝居と製作及び視聽覚指導

近代社会と文化の構造とを背景としてみた人間形成論の研究
主として近代ドイツの教育運動と学説の展開を中心として研究。具体的、実証的な歴史研究にもとづく理論研究を意図するもので、すでに着手せるペスタロツチー、ヘルバート、イヴルマンなどの研究は、この全体的関連の一部をなす。

青年教育形態の研究

助教授 岩 崎 喜 一
助教授 吉 田 昇

学校内及び校外の青年の人間形成について、特に方法論の立場から研究を行う。価値観の形成、グループの形態、青年団体の研究等がこれに含まれる。

教育課程と課外活動との関係についての歴史的並に理論的研究

助教授 宮 坂 哲 文

課外活動の教育課程化 curricularization は教育課程発達史の一側面をなす現象であり、また教育課程概念の拡充は教科外の生活領域の教育的再編成をうながしている。本研究はこの問題領域について歴史的比較教育的方法によつて両者の関係の諸様相を明かにし、さらに理論的基礎づけに及ぼうとする。

教育学科体育学専攻

女子の体育運動に対する適応性に関する研究
女子に適當する体育運動の科学的基礎付けに関する研究
女子の体育運動に対する興味調査

教 授 森 恒 次 郎

助教授 戸 倉 ハ ル

女子体育原理に関する研究 学校ダンスの研究 民謡と民踊の研究

助教授 猪 飼 道 夫

健康人における姿勢反射の様式
姿勢反射は日常の姿勢や動作ばかりでなく、スポーツ、ダンスのときにも無意識的に働いているものであるから、これを健康人について分析し、その様式を明かにする。
体育運動の筋電図学的研究
体育運動とくに体操、スタート、などの場合の筋の働き方を筋電図によつてしらべ体育指導上の資料とする。
女子体力の生理学的研究

女子作業能の身体的基礎である体力を循環、呼吸、筋力、平衡機能、速度、柔軟性の面からとりあげ、その基準を明確にする。

アリストレスに於ける体育思想
スピノザに於ける身体の問題

歐米に於ける体育思想の変遷
女子体育思想の変遷

体育原理に関する研究—殊に体育に於ける社会性の問題

講 師 林

嚴

女子学生の一般運動能力検査に関する研究

体育運動に於けるレスボンス・タイムの研究

バスケットボールーシューティング及びドリブリング指導に関する実験的研究

講 師 石 山 平

作

女子の体育運動に負荷し得べき運動量の決定。

現在女子の体育運動として一般に行われているもの、エネルギー代謝量を呼気分析法によつて測定し、保健体育上、各年令層に於ける合理的な運動の質及び量を決定するための研究。

学校に於けるHealth Education 及び Health Control の研究。

Health Education は智識の拡大ではなくよく理解体得し、自主的に実行し得るための方法を、教育を受容する側、媒体等により分析的に研究する。

教育学科音楽教育学専攻

児童の発声法と声楽環境の発展

附

音感教育

教 授

園 田 誠 一

助 教 授

守 田 貞 勝

半古典派ピアノ音楽の研究
古典派音楽を純古典派（バッハ）と半古典派（モーツアルト、ハイドン、ベートーヴェン）に区分し、後者のピアノ音楽を研究す。

講 師 柴 田 南 雄

小 泉 三 枝 子

音楽様式の研究
研究者の意図は单旋律式多声様式、和声様式、十二音音楽等、種々な音楽様式に於けるSatzstruktur（音の水平的配列、垂直的結合の様相の作曲学的解明を単に史的なあるいは民族性の観点からのみならず、人間のもつ音楽表現の基本的な幾つかの型に従つて系統づけようとするもので、その予報的報告はさきに創元社刊音楽講座第二巻、構造編（昭二七、五刊）中の「作曲様式」（P89～P199）の項で行つた。

近代フランス歌曲

デクレマシオン（朗誦法）とメロディー（旋律）との関係についての考察—具体的に云へばヴエルレーヌの詩によるドビュッシー・フォーレの歌曲等

近代ドイツ歌曲

詩の内容とエキスピレツションとの内的関係に依る解釈の研究—具体的には、R・シュトラウス、ヴォルフ等。

近代ピアノ音樂に就いて

講師 遠見 豊子

理 学 部

數

學 科

整數論と代數函數論

整數論と代數函數論の關係を近代的立場から明かにすることが目標である。
(科学研究費による研究)

解 析 学

複素函數論、ボテンシャル論を位相解析の方法を併せ用いて研究する。

教 授 稲葉 勝 次
助教授 亀谷 俊 司

確率過程論

確率函数方程式による確率過程の構造の研究(科学研究費による綜合研究「確率過程論と推測理論」の分担課題)

教 授 丸山 儀四郎
助教授 藤谷 弘吉

確率論の應用

確率論の工学等への應用に関する研究(科学研究費による各個研究)

統計学の数学的基礎

科学研究費による綜合研究「確率過程論と推測理論」の分担課題

教 授 立花 俊一
助教授 工藤 弘吉

整 数 論

科学研究費による綜合研究「確率過程論と推測理論」の分担課題

教 授 伊関 兼四郎
助教授 林田 侃

微分幾何、位相幾何

代数幾何学

助教授 立花 俊一

整 数 論

助教授 松阪 輝久

物理学科

昆虫の色彩の原因についての物理的研究

教 授 宮本 九一郎

人工放射性物質の β 線に関する研究

教 授 湯淺 年子(在外)

素粒子の理論に関する研究

教 授 下瀬 恒人
助 手 藤田 長子

素粒子に関して非局所場の理論、相互作用の理論を研究して、素粒子の基礎方程式を確立しその結果として質量スペクトルを説明せんとするもの
場の理論に於ける非カノニック形式の量子化理論についての研究(最近に提出された二、三の理論を改善した理論を提案中)

地面附近の風の乱れの構造に関する研究

助教授 坂上 治郎

大気の乱れの直接原因として、大気中に存在する渦を特殊な極めて軽い風向計を用いて測定しその大きさ、強さ正負、寿命、生起及消滅の状態を決定し、大気の乱れの構造を明かにする(科学研究、各個研究「渦及乱れ

に關する研究」)

構造物に及ぼす風の乱れの影響に關する研究

主として風洞実験で模型に及ぼす風の乱れの周期の影響を調べる（試験研究、綜合研究「構造物に及ぼす風の影響」）
主任研究者 河田三治（影響）

高速気流に關する研究

助教授 阿阪三郎
助手 望月涉

「むゆる Transonic Flow の存在及び安定性の問題等の理論的研究
(昭和二十七年度科学的研究費、綜合研究「流体力学に關する理論的研究」代表者 今井功 分担)

気流の乱れに關する研究

氣流の乱れの諸要素を電氣的に計測する装置の研究、この装置による渦及び乱れの発生減衰の研究（昭和二十七年度科学的研究費、各個研究「渦及び乱れに關する研究」担当者 坂上治郎 分担）

分子構造の研究

簡単な問題から順次取上げ、出来るだけ精密に計算し、これまで漠然と考えられていた model を明確にする
このため代表的な問題を種々の角度から考察する。このためにはボウ大な計算で突破する必要も生ずるが、計算機の發達に伴い、今まで困難と思はれていた問題も順次手がけられてゆくことにならう。この研究に伴つて
えられた数表は、お茶の水女子大学自然科学研究報告に逐次發表する。

マイクロ波による物性の研究

波長約 16~8mm のマイクロ波を用いて種々の結晶内に含まれている常磁性イオン (Cu, Mn 等) の磁気吸収を測定している。結晶としては錯塩及び有機金属化合物の单結晶を目標にしている。

電子管回路による測定法の研究

助教授 阿部英太郎
助教授 田中茅子

真空管回路を應用して種々の物理量を測定する方法についてその感度と安定度をます事を研究する。現在は滴定及び化学反応とともに電気的量の変化を確実に測定することを目標にしている。

原子核の磁気能率及び四極子能率の測定

助教授 小川静子
助教授 加藤清江

核磁気共鳴吸収法により磁気能率を求め、又分子構造による吸收線の巾の分裂や変化をしらべることによつて物質構造の研究に役立てる。四極子能率も同様の実験法で求められ従来用いられた方法と異なる面より比較され緩和現象や温度による共鳴周波数の変化等より物質構造の研究も行はれる。

気中放電の研究
放電現象は物理学の多くの分野に關係ある現象であつてしまふが、その本質的開拓は未だ不充分である。これを難音としての面から研究をすゝめてゆく。

不可逆過程論

不可逆過程を統計力学的見地から取扱ふことを目標としている。昭和廿七年度文部省科学綜合研究「固体及び液体の物性理論」の研究分担 課題は「不可逆過程の統計理論」

化

学科
うに棘色素及び之に關係あるナフトキノン誘導体の研究

五種のうに即ち赤、紫、バフン、フトザラ、ガンガセの棘より五種の色素結晶を単離しそれぞれ Spinochrome Aka (以下 Sp と略記) Sp M, Sp B, Sp F, Sp G と命名し其構造研究中。Sp Aka に対しては構造式

名譽教授 黒田チカ

を提出了した。Sp M は困難の点多かつたが最近進展し然もシコニンに類する関係認められ生物学上興味あるばかりでなく遺伝学よりも重要視すべきであり、又之等はナフトキノン誘導体であつて薬理の方面よりも注目すべきものである。

含窒素有機化合物の立体異性等に関する研究

教 授 林 太 郎
助 手 久 山 美 票 子

含窒素有機化合物、特に複素（窒素）環式化合物の合成並にその立体異性等に關して科学研究費を得て継続して研究を行つてゐる。現在はヒドロビラジン及びビペラジンの誘導体を中心として研究している。

アンモニアと四塩化珪素との反応に就いて

教 授 吉 田 武 子
気体の反応により固相を生ずる一連の反応の一つとしてとり上げたもので反応速度論的にとり扱ふ。

二次元相の流動学的研究

教 授 立 花 太 郎
助 手 高 石 照 子
助 手 井 口 潔

水面上及び液-液界面に生成する单分子膜及び吸着層の研究に流動学的方法を應用し「表面流動学」とでも名づくべき界面化学の新分野を開拓して、これを体系化することを目的としている。

蛋白質单分子膜の研究

科学研究費による綜合研究「蛋白質構造の研究」（代表者、阪大教授赤堀四郎）の分担
单分子膜法による抗原抗体反応の研究 東大教授緒方富雄との協同研究（科学研究費）

界面活性剤の洗淨力に関する研究

科学研究費による家政学部矢部章彦助教授の「洗淨力試験法に関する研究」の分担

濾紙電気泳動法の研究

分離条件の研究、本法による小麦粉蛋白の分析を行つてゐる。

皮のなめし効果に関する研究

東京工業試験所平塚支所垣山仁夫技官と協力して单分子膜法による研究を正在行つてゐる。

クロメトリリーによる有機化合物の分析法の研究

助 教 授 中 西 正 城

助 手 小 林 は な 子

電気分解に於ける電極反応がある条件下では非常に微小な変化をも起させることができ、また特異な反応も可能であることを利用して、有機化合物の官能基その他の分析法を研究している。

ステロイドの化学的研究

助 教 授 塩 田 三 千 夫

助 手 近 藤 シ ダ

最も得易いステロイドであるコレステリン及その誘導体について反応や立体構造を中心とする研究を行つて最も複雑な有機化合物の一つであるステロイドの化学的性質を考究し、併せて性ホルモンその他吾人の生活に密接な関連のあるステロイドの合成の基礎をつくる。なお本研究は、文部省総合研究「ステリン、性ホルモン及び関連化合物の化学的研究」（代表者東京都立大学教授畠一夫）の分担である。

炭水化物に関する研究

現在アメリカ合衆国オハイオ州立大学に於て National Institute of Health の Fellowship を得て Wolfson 教授の教室に於て研究中で、最近に D-Xylosamine についての研究を発表した。

選択性透過膜に関する電気化学的研究

講 師 玉 虫 伶 太 (在外)
助 教 授 阿 武 喜 美 子 (在外)

九九

従来ボーラグラクターについて研究を行つてゐたが、現在はアメリカ合衆国ベセスダ市の National Institute of Arthritis and Metabolic Diseases にて Solner 博士の研究室にて表題に関する研究を行つてゐる。

生物学科（動物学教室）

鶏胚の発生機構学的研究

主として漿尿膜移植法による。

ウズラ胚の羽衣色斑の発生学的研究

羽毛、原基神經冠細胞の移植等によつて、色斑決定の要因をしらべる。

イソギンチャク刺胞の発射機構に関する研究

助教授	柳田為正
助手	和田恒代

イソギンチャク白糸から特殊な操作で容易かつ豊富に得られる遊離刺胞標本を用いて、物理的、化学的研究方法によりその発射機構を探究せんとするもの。

ゾヴリムシの酸、塩基結合能力に関する研究

ゾウリムシの濃密な浮遊液を用いて、生活細胞体が外部から与えた酸または塩基を媒液中から攝取、除去する模様を、ガラス電極 pH 計の使用により、電気滴定的に記録し、その現象の本質鮮明を試みようとするもの。動物生理学実験材料としての枝角類

淡水産枝角類三種を用ひ、可及的単純、恒常な媒質による長期間培養法を發展せしめつつある。かたわら、暗黒飼育が複眼色素の崩壊を誘起するという文献的事実の検証を行つてゐる。

ウミボタルに於る生物発光について

助教授	荒木忠雄
-----	------

講師	坂宏子
----	-----

動物の形態分化と卵の構造との関係に関する研究
形態形成運動開始前の蛙卵を遠心処理し、発生する形態的異常の傾向から、かかる異常形態の発生と卵の基礎構造との関係を知り、更に正常卵の形態分化と卵の構造との関係を追求せんとしている。

(植物学教室)

核及び細胞質の連続相に関する研究

名誉教授	保井コノ
------	------

細胞、特に、芽胞母細胞の分裂機構の研究から核及び細胞質の連続相の研究の必要を認めて、特にその方面的研究につとめ、その研究結果の一部をキトロギア第一七卷第四号に Behaviour of chromosome and other elements in the meiotic Prophase of PMCs and tapetum cells with special reference to the CPN (continuous phase of nucleus) と題して發表し、尙ほの研究を継続してゐる。

蒟蒻マンナンの研究

教授	大槻虎男
助手	今井百里江子

表記多糖類の化学的並に生物学的研究

(科学研究費各個研究)

新抗生物質の研究

人型及び牛型結核菌に対し発育阻止作用ある放線菌の產生する抗生物質の研究(総合研究 委員長坂口謹一郎)

抗生物質の製造研究

ペニシリン、ストレプトマイシンの工場生産のデータの研究(試験研究委員長住木諭介)

古美術品微害の研究

刀劍、掛軸、木像等の腐朽の因子としての微生物の研究（科学的研究費による総合研究委員長柴田雄次）

雑草の変異の研究

同一種に属する雑草の種内変異、その環境との関連（科学的研究費 各個研究）

教授 津山尙

太平洋島嶼の植物地理の研究

分布の地史との連関性に重点を置く。

高等植物のグリコール酸の酸化機構に関する研究

講師 塚本晃

最近グリコール酸が植物の光合成に於て初期の生成物である事が知られて居り又植物の緑色部分にのみグリコール酸酸化酵素が存在する。我々は先づこの酵素を酵素化学的に研究し更に光合成及び他の呼吸との関係を追求する予定である。（科学的研究費による総合研究「光合成の機作に関する研究」の分担研究）

変形体の原形質流動に関する実験的研究

講師 太田次郎

変形菌類の変形体を材料として、原形質流動の実験的研究を行い、特に原形質流動に関連する物質代謝過程を追及している。之等の実験結果をもととして、原形質流動機構の解明を目指している。

生物学共通

ウニにおける雑種の研究

教授 岡徹

これは雑種と雑種強生に関する研究の一部をなすもので、アカウニ、バフンウニ、ムラサキウニの間の六組の可能な交雑実験の比較研究によつて、主として、性質の形成における核質と細胞質の相互関係に関する諸問題を明かにしようとするものである。

斑紋の形成と斑入り遺伝子に関する研究

これは、生物におけるPatternの形成に関する諸問題を明かにしようとするもので、一方においてAngel-

ifish の横帶紋、*Zebra-fish* の縦帶紋のような規則的な斑紋の形成機構を明かにし、他方において、キンギョやメダカに見られる不規則な斑入りの形成機構を明かにし、あわせて斑入り遺伝子の本性を知らんとするものである。

産卵その他に対する各種の色素の効果に関する研究

教授 岡喜徹

藻類における世代交替に関する研究

助手 宇田川万喜

家政学部

助手 新閔滋也

児童学科

助教授 平井信義

乳幼児の発育の個人差に関する研究

女児の発育の個人差に関する研究

乳幼児のPersonality形成に関する研究

神経病的傾向の発生機転に関する研究

精神薄弱乳幼児に関する精神医学的研究

虚弱兒の発生に関する研究

病兒の心理に関する研究

ペーソナリティ(Personality)の研究

助教授 松村康平

幼児期、兒童期のバーソナリティの形成要因と、改造の技術に関する、主として、臨床心理学的、社会心理学的研究。

集団行動の実験的研究
討議法の実験的研究

助教授 水原泰介

食物学科

本邦生産植物のタンニンに就て
本邦産植物のタンニン成分について研究している。

教授 辻村みちよ

海藻成分の研究
(辻村みちよ、山西貞)

日本人の食品として特異の位置を占める海藻の成分につき動物実験と平行しつつ研究している。

(辻村みちよ、山西貞)

緑茶の香氣成分に関する研究

緑茶の価値を決定する重要な因子たる香氣物質の本体及びその生成機構につき究明している。

助教授 山西貞

鳥賊肉の特臭に関する研究

鳥賊肉の特臭に関する研究

醸造する鳥賊の食品的価値を高める最も問題となる鳥賊特臭の本体及びその発生機構につき研究している。

脂溶性ビタミンに関する研究

カロチンに関する栄養化学的研究、特にカロチンよりビタミンAの体内転移に関する研究

助教授 稲垣長典

ビタミンB₁、B₂の安定化に関する研究

ビタミンCの酸化抑制機構に関する研究

チオ尿素のビタミンCの酸化抑制の機構についての研究

強化食品に関する研究
食品の栄養強化並びに食品面におけるビタミンの応用に関する研究

助教授 松元文子

食用油の調理(揚物)による変化
(油の種類による特数の変化、食品の種類による油への影響)

講師 福場博保

鶏卵の泡立に影響する諸条件

助教授 松元文子

(卵の性状と泡立の良否、混和物の泡立に與える影響)

講師 福場博保

脂肪酸酸化に関する酵素系について
植物種子中に含まれている高級脂肪酸脱水素酵素の作用機構について研究し、更にB-酸化に関与する酵素系について研究を行っている。

リボキシダーゼに就いて

不飽和脂肪酸酸化酵素であるリボキシダーゼの諸性質を研究し、本酵素の食品保存に及ぼす悪影響の防止について研究を行っている。

Japonica 亞種及び Indica 亞種米の澱粉構造に就いて

Indica 亞種米飯が Japonica 亞種米飯に比較して粘性の乏しい原因について研究し、前者が後者に比較してアミロース含量の多い事を見出し、更に両者の澱粉微細構造の相違について研究を行っている。

被服学科

日本人女子の身体の計測並に体型の分類により、衣服のサイズの設定

教授 成田順

右につき我が国においては未だ科学的研究もなく、参考資料もないのに、まず女子学生について調査研究し
次に一般婦人に及び、漸時子供にも及びたい心算である。

衣服の構造構成に関する裁断縫製の技法につき、和式洋式にわたつての研究

洗淨力試験法に関する研究

洗淨力を定量的に判定する方法の基礎的及応用的研究を実施している。標準規格制定の基礎資料としてその成
果は高く評価されている。(文部省科研費各個)

螢光漂白剤の研究

合成並に染色特性研究

染色機構に関する研究

ナイロン、アミラン、ビニロン、醋酸人絹等の合成纖維による染色機構の基礎研究

各種纖維の耐久性に関する研究

加熱、水、酸アルカリ、その他の薬品、洗剤、汗垢、日光などに対する各種纖維製品の劣化現象を收縮、着色
硬化、強度低下、纖維の変質などの諸点から検討し、更にそれらの原因並びに防止法に就いての研究。あわせ
て各種の糊附けや樹脂加工に関する研究。

塩化ビニル樹脂フィルムに関する研究

フィルムのみまたは布地に接着して被服材料とする場合の諸性質、並びに接着条件などに就いての研究。

家政学部共通

買物の研究

助教授 松川哲哉

助教授 松平友子

これまでの、商人または生産者のための商品学ではなくて、消費者のための商品学もしくは家庭購買論とでも

称すべき研究を、家庭経済学特論の一つとして、開拓することの必要性を認識し、これに關して思索、調査研
究している。

家庭科教育の変遷について
家庭科教育法の一項目として、ことにわが国及びアメリカにおける家庭科教育の変遷について、調査研究して
いる。

一般教育

国際政治と国家主権

助教授 井上茂

講師 志田麓

独逸浪漫主義

ノヴァーリスの「バインリヒフォンオーテルデインゲン」を中心として、それと深い関聯のある初期浪漫派
後期浪漫派ハイデルベルク浪漫派の詩人達による浪漫主義の運動と、その思潮を考察しつつ、他面では独逸古
典主義の彫塑性、限定性と、浪漫主義の音樂性、無限定性とを対比して、この兩思潮が、文芸史上の一時代の
枠を超えて各時代に亘つて交代して現われる対極性を有しながら、均しく不易性を求める点に注目したい。

四 附 属 学 校

(1) 附属学校運営委員会規程

第一条 本大学文教育学部附属の高等学校中学校小学校及び幼稚園に関する主要事項を審議するため附属学校運営
委員会を置く(以下委員会といふ)

第二条 委員会は左の職員を以て組織する。

一〇八

一、学部長

二、教育学科主任教授

三、児童学科主任教授

四、教職教育主任教授

五、附属学校の長

六、事務局長

第三条 文教育学部長は委員会を召集してその議長となる。

第四条 議長にやむを得ない事故があるときは文教育学部長が指命した委員がその職務を代理する。

第五条 委員の三分の一以上の要求があるときは文教育学部長は委員会を召集する。

第六条 委員会の成立には委員四分の三以上の出席を必要とする。

第七条 委員会の議事は出席者の過半数によりこれを決定する可否同数のときは議長が決定する。

第八条 議長は必要があると認めたときは委員会の同意を得て委員以外の職員を出席させることができる。

第九条 委員会は次の事項を審議する。

一、幼児、児童及び生徒定員並に学級編成に関する事項

二、教育実習に関する事項

三、教官の人事に関する事項

四、重要な施設の設置廃止に関する事項

五、附属学校運営上重要な関係をもつ諸団体に関する事項

六、大学並に附属学校相互の連絡調整に関する重要な事項

七、その他教育研究及び運営上重要な事項

第十一条 委員会の議事の手続きその他運営上の必要事項は委員会が定める。

第十二条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

幹事は教育学科主任教授をもつてある。

附 則

この規定は昭和二十七年六月十八日より施行する。

(2) 文教育学部附属高等学校規程

第一章 目的

第一条 附属高等学校は学校教育法第四十一条の規定に基いて教育を行い且つ高等学校教育の理論及び実際にに関する研究ならびにその実証をするとともに学生に教育実習を行わせることを目的とする。

第二条 附属高等学校は九学級に編制する。

第三条 附属高等学校の生徒数は女子四百五十人とする。

第四条 職員は校長、教諭、養護教諭及び事務職員で組織する。

第二章 編制

第五条 附属高等学校の教育課程は本学の教育計画に基づき附属学校相互間の緊密な関連のもとに構成する。

第六条 附属高等学校の教科は国語、社会、数学、理科、保健、体育、芸能、家庭、外国語とする。

第七条 附属高等学校の教育課程には前条に掲げる教科の外に教育上有効な生徒の諸活動を包含させる。

第四章 入学、退学、転学、休学、停学及び卒業。

第六条 入学志願者については別に定める方法により選抜の上入学を許可する。

第九条 次の各号の一に該当する者は退学を命ずることがある。

- 一、性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二、学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三、正当の理由がなくて出席常でない者
- 四、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 五、在学五年をこえた者

第十一条 生徒が転学しようとする場合は保護者からその旨を申し立てて許可を受けなければならない。

第十二条 次の各号の一に該当する者は出席停止を命ずることがある。

- 一、伝染性疾患のため出席を停止させた方がよいと認められる者
- 二、性行不良で出席を停止させた方がよいと認められる者

第十三条 附属高等学校の全課程を修了した者には卒業証書を授与する。

第五章 学年学期及び休業日

第十四条 附属高等学校の学年は四月一日に始まり翌年三月三十日に終る。

第十五条 学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 翌年一月一日から三月三十一日まで

第十六条 休業日を左の通りとする。

国民の祝日

日曜日

創立記念日 十一月廿九日

春期休業 四月一日から四月七日まで

夏期休業 七月廿一日から八月三十一日まで

冬季休業 十二月廿六日から翌年一月七日まで

第六章 檢定料入学料及び授業料

第十七条 入学を志願する者は入学願書に添えて検定料二〇〇円を納めなければならない。

第十八条 入学料は二〇〇円とし指定の期日までに納めなければならない。入学料を納めない者は入学許可を取消す

第十九条 授業料は年額二四〇〇円とし左の二期に分けて納めなければならない。

第一期 一二〇〇円 四月八日から十五日以内

第二期 一二〇〇円 十日一日から十五日以内

第二十条 納入した検定料、入学料及び授業料はこれを返付しない。

第二十二条 休学期間中の授業料はこれを徴收しない。

この規程は昭和二十八年二月二十日より施行する。

(3) 文教育学部附属中学校規程

第一章 目的

第一条 附属中学校は学校教育法第三十五条の規定に基いて教育を行い且つ中学校教育の理論及び実際に関する研究並びにその実証をするとともに学生に教育実習を行わせることを目的とする。

第二章 編制

第二条 附属中学校は九学級に編制する。

第三条 附属中学校の生徒数は男女合せて四百五十人とする。

第四条 職員は校長、教諭、養護教諭及び事務職員で組織する。

第三章 教育課程

第五条 附属中学校的教育課程は本学の教育計画に基づき、附属学校相互間の緊密な関連のもとに構成する。

第六条 附属中学校的教科は国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、職業、家庭及び英語とする。

第七条 附属中学校的教育課程には前条に掲げる教科の外に教育上有効な生徒の諸活動を包含させる。

第四章 入学、退学、転学、停学及び卒業

第八条 入学志願者については別に定める方法により選抜の上入学を許可する。

第九条 次の各号の一に該当する者は退学を命ずることがある。

一、性行不良で改善の見込がないと認められる者

二、学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三、正当の理由がなくて出席常でない者

四、学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者

五、在学五年を越えた者

第十条 生徒が他の中学校に転学しようとする場合は保護者からその旨を申し立てて許可を受けなければならない。

第十一條 次の各号の一に該当するものは出席停止を命ずることがある。

一、伝染病疾患のため出席を停止させた方がよいと認められる者

二、性行不良で出席を停止させた方がよいと認められる者

第十二条 附属中学校的全課程を修了した者には卒業証書を授与する。

第五章 学年、学期及び休業日

第十三条 附属中学校的学年は四月一日に始まり翌年三月三十日で終る。

第十四条 学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 翌年一月一日から三月三十一日まで

第十五条 休業日は左の通りとする。

国民の祝日

日曜日

創立記念日

春季休業 四月一日から四月七日まで

夏季休業 七月二十一日から八月三十一日まで

冬季休業 十二月二十六日から翌年一月七日まで

附 則

この規程は昭和二十八年二月二十日より施行する。

(4) 文教育学部附属小学校規程

第一章 目的

第一条 附属小学校は学校教育法第十七条の規程に基いて、教育を行い、且つ小学校教育の理論及び実際に關する研究並びにその実証をするとともに、学生に教育実習を行わせることを目的とする。

第二章 編制

第二条 附属小学校は、十五学級に編制する。

第三条 附属小学校の児童数は、男女児合せて七百二十人とする。

第四条 職員は、校長、教諭、養護教諭及び事務職員で組織する。

第三章 教育課定

第五条 附属小学校の教育課程は、本学の教育計画に基き、附属学校相互の緊密な関連のもとに構成する。

第六条 附属小学校の教科は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育とする。

第七条 附属小学校の教育課程には、前条に掲げる教科の外に、教育上有効な児童の諸活動を包含させる。

第四章 入学、転学及び卒業

第八条 入学志願者については、別に定める方法により、選抜の上入学を許可する。

第九条 児童が他の小学校に転学しようとする場合は、保護者からその旨を申し立て、許可を受けなければならぬ。

第十条 附属小学校の全課程を修了した者に対しては、卒業証書を授与する。

第五章 学年、学期及び休業日

第十一条 附属小学校の学年は四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

第十二条 附属小学校の学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 四月一日から八月三十日まで

第二学期 九月一日から十二月三十日まで

第三学期 翌年一月一日から三月三十日まで

第十三条 休業日は左の通りとする。

一、国民の祝日

二、日曜日

三、創立記念日

四、春季休業

四月一日から四月七日まで

五、夏季休業

七月廿一日から八月卅一日まで

六、冬季休業

十二月廿五日から翌年一月七日まで

附 則

この規程は昭和廿八年二月二十日より施行する。

(5) 文教育学部附属幼稚園規程

第一章 目的

第一条 附属幼稚園は学校教育法第七十七条の規定に基いて教育を行い且つ幼稚園教育の理論及び実際に關する研究並びにその実証をするとともに学生の幼児教育実習を行わせ併せて幼児の心身の研究をすることを目的とする。

第二章 編制

附属幼稚園は六学級に編制する。

第三条 附属幼稚園の幼兒数は男女児合せて約二百人とする。

第四条 幼兒の年令は三才及び四才から小学校に就学するまでとする。

第五条 職員は園長、教諭、養護教諭及び事務職員で組織する。

第三章 教育課程

第六条 附属幼稚園の教育課程は幼稚園教育要領の基準により本学の教育計画に基づき附属学校相互間の緊密な連関のもとにこれを構成する。

第四章 入園、退園及び修了

第七条 入園者募集については別にこれを定める。

第八条 半途退園を希望するものはその事由を明記した退園届を提出しなければならない。

第九条 保育修了者には修了証書を授与する。

第五章 学期、保育日数保育時数及び休業日

第十条 学年は四月一日に始り翌年三月三十日に終る。一年を分けて三学期とする。

第一学期 四月一日より八月三十一日まで

第二学期

九月一日より十二月三十一日まで

第三学期

翌年一月一日より三月三十一日まで

第十一條 保育日数は年間二百日を基準とし毎週の保育時数は凡そ二十三時間とする夏季休業前後三週間以内は十八時間まで減することができる

第十二条 休業日は左の通りとする

国民の祝日

日曜日

十一月廿九日

創立記念日

四月一日より四月七日まで

春季休業

七月十一日より九月十日まで

夏季休業

十二月廿五日より翌年一月七日まで

冬季休業

十二月廿五日より翌年一月七日まで

第六章 入園料及び保育料

第十三条 入園料は一〇〇円とし指定の期日までに納めなければならぬ

入園料を納めないものは入園許可を取消す

第十四条 保育料は年額一八〇〇円とし左の二期に分けて納めなければならない

第一期 九〇〇円 四月八日から十五日間

第二期 九〇〇円 十月一日から十五日間

第十五条 納入した入園料及び保育料はこれを返付しない

第十六条 欠席期間中の保育料はこれを免除しない

附則

この規程は昭和廿八年二月二十日より施行する

(6) 文教育学部附属学校教官定員現員表

区分	学校名	附属高等学校	附属中学校	附属小学校	附属幼稚園	計
定員		一一〇	一九	一一	一〇	七〇
現員		一九	一一〇	一一〇	九	六八

(7) 附属学校研究課題

- 一、絵画における西洋的なものと、東洋的なものの綜合について
- 二、色彩調節に関する調査研究

天井 陸三
石渡篤子
小林智昭

- 一、「文語文法」（起稿中）（著書）
- 一、「徒然草論考」（起稿中）（著書）
- 一、淨土思想の中世的展開
- ……文学作品との交渉……
- 一、仏教思想と中世文学作品との交渉

1. Christian Mysticism in English Literature

1、「平家物語語彙」(今後の研究主題)

1、高等学校数学科に於ける

カリキュラムについて

2 能力別指導について

1、俊成卿女に関する研究

……その評伝及び家集の成立形態について……

1、平安朝末期私家集の研究

小待従集、二条院讃岐集、賴政集、隆信集、その他……

1、The Phonemic Analysis of English Sounds

1: The Study of Function words Relating to the Intensive Method of Teaching English

1、イギリスにおける婦人參政権について

1、国語教育(中学高校における国語科学習指導について)

1、創造的造形活動を発達させる教材と教具の選定

1、数観念の発達段階

横芝
田田
泰ミ
ホ子

和子
俊元
子

和子
和子

勝嘉
勝嘉

司順
司順

阿廣
阿廣

村重
村重

野口
野口

藤嘉
藤嘉

加勝
加勝

忠雄
忠雄

富貴子
富貴子

岩丸
岩丸

佐茂
佐茂

久馬
久馬

1、基礎体力の評価

1、児童の文章表現の難点と救済の方法

1、小学校における文法指導の大系

八 土地建物及び設備

一一〇

(1) 用途別土地面積

名 称	所 在 地	敷 地	借 地	計
お茶の水女子大学	東京都文京区大塚町三五	三二、九二七八四七	七七二三二	三二、九二七八四七
お茶の水女子大学官舍	東京都板橋区板橋町九ノ一六〇二	七七二三二	七七二三二	七七二三二
お茶の水女子大学第二寄宿舎	東京都文京区高田老松町一七	一、〇〇〇九一	二、四二七	二、四二七
お茶の水女子大学第三寄宿舎	長野県下高井郡平穂村字野口字	一、〇〇〇	六、〇四二	一、〇〇〇九一
志賀高原女子体育運動場	萩山二六九七ノ三東村山字野口字	一〇、〇〇〇	七、〇四二	一〇、〇〇〇九一
志賀高原女子体育運動場	長野県下高井郡平穂村字東館	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一一、〇〇〇

(2) 用途別建物面積

区分	名 称	構 造	造 建	延 延
お茶の水女子大學	講 本 堂 館	鉄筋コンクリート三階建	九八九	二五〇八
		鉄筋コンクリート二階建	二九六	四六〇

附属幼稚園	その他の他	附属中学校	同体育館	学生集会所	櫻蔭会館	温合教室	汽罐	體育室	書庫	圖書館	書館
三八二	一〇四八	一〇一〇	一〇四六	五一八	五	二三八	一〇九	一五	一〇四〇	四四〇	一〇五
三八二	一一〇	一〇一〇	四六	四七六	五	二四	二四	一五	一〇九	四七〇	三〇
三八二	四六	一〇四八	一〇一〇	四七六	五	二四	四八二	一四一	一〇九	四四〇	九〇
木造平家建	木造二階建	木造平家建									

お茶の水女子大学官舎	計					
お茶の水女子大学第一寄宿舎						
お茶の水女子大学第二寄宿舎						
お茶の水女子大学東村山農場						
志賀高原体育運動大學						
総計						
宿舎	農場宿	寄宿舎	その他の宿舎	その他の宿舎		
木造二階建	木造平家建	木造平家建	木造平家建	木造平家建		
五六九〇	五〇	一九二	一七六	一九二	二五	一二三
九八一〇	九二	一九二	一七六	一〇五三	八四六	一〇三
八一九四	二五	二〇八	二〇八	二〇八	四四四	一〇三
二五	四五一八	一九一	一九一	一九一	一〇三	一〇三

(3) 設備

標本 機械機具

三、五六九点

一五、四九〇点

九、職員

(1) 職名、氏名担当学科目及び職員分課

学長
名譽教授

評議員

文教育學部長

理學部長
家政學部長

(附屬圖書館長)

稻松成下大久波藤飯辻林石野黒保野
垣平瀬米多田本村川口田井口
野み太
長友恒虎又完健信ち
典子順人男三治治之よ郎謙明眞カノ明

教授
事務局長
庶務課
課長文部事務官
人事係長
学生部長
一般教育主任

事務局
局長文部事務官

庶務係長
課長文部事務官

人事係長
能率係長

会計課
課長文部事務官

出納係長
総務係長
課長文部事務官

野奥満上 新田田大半細
二三 村田山庄中根谷井
正秀定直兵枝俊一
実功吉治春治子三男專

清水森中
水水村
文文梯
平平次
良郎一

用度係長(兼任)文部事務官

施設課

課長

(兼任)

企画係長 文部技官

營繕係長

〃

学生部

部長教

学生課

課長

文部事務官

厚生課

厚生係長

〃

文教育学部事務部

事務長 文部事務官

學務係長

雇

附屬學校係長 文部事務官

地理學科主任教授

兼任助教授

講師

助教授

理學博士

音

〃

文學科(國文學國語學專攻)

兼任教授

文學博士

主任教授

助教授

〃

(中國文學專攻)

主任教授

助手

〃

(英文學英語學專攻)

主任教授

講師

中 賴 綱 真 松 関 江 井 次 齊 長 貝 赤 吉 能 松 飯 工 和
山 鍋 村 根 湖 本 田 藤 山 木 川 登 井 本 田 藤 田
時 惟 祐 郁 慶 恒 農 真 清 久 虎 志 信 泰 久
子 勤 次 子 明 子 明 一 幸 衛 翠 子 健 男 雄 之 子 德

稻 松 広 花 橋 花 佐 中 森 池 野 上 村 上 山 定
枝 谷 中 益 村 田 藤 田 梯 村 田 田 田 田 不 三
豐 金 金 正 弘 正 は 次 道 久 道 悅 る 郎 郎 治
彦 松 郎

理學部 事務部

事務長 文部事務官

學務係長

〃

家政學部事務部

事務長 文部事務官

學務係長

圖書館

館長 教授

司書係長

文教育學部

學部長 教授

哲學科主任教授

助教授

史學科主任教授

助教授

文學博士

主 教 授

助 教 授

講 師

助 手

主 教 授

助 手

文教育學科(教育學專攻)

附屬高等學校長教授

同 中學校長

同 小學校長

幼稚園長兼任教授

〃

講 師

小 宮 吉 岩 及 武 內 關 周 波 石
口 坂 田 崎 川 田 野 郷 多 川
忠 哲 喜 ふ 一 安 豊 完
彦 文 昇 一 み 郎 久 三 博 治 謙

中 市 赤 尾 中 藤 勝 藤 石 大 茂 久 三 山 大 小
村 古 木 鍋 村 川 部 田 川 熊 門 手 米 又
英 宙 津 輝 一 士 真 健 敏 龍 元 純 荣
勝 三 子 彥 良 子 長 治 謙 治 夫 藏 三 誠 治
也

一一四

一一五

(英文學英語學專攻)

(体育学専攻)				(音楽教育学専攻)			
主任	助教	助手	講師	主任	助教	助教授	医学博士
休職在外講師	助教授	助手	講師	休職在外講師	助教授	助手	医学博士
生物学科(動物学専攻)	主任	助教	助手	化学生物学部	主任	助教	医学博士
休職在外講師	助教授	助手	講師	数学科	理学部	講師	医学博士
休職在外	助教授	助手	講師	数学科	理学部	講師	医学博士
休職在外	助教授	助手	講師	数学科	理学部	講師	医学博士
休職在外	助教授	助手	講師	数学科	理学部	講師	医学博士
休職在外	助教授	助手	講師	数学科	理学部	講師	医学博士
休職在外	助教授	助手	講師	数学科	理学部	講師	医学博士
和高坂荒柳久	近小高井久玉塙中阿立吉林	松田	亀稻林	柴小遠守真園	山石渡林猪戸森瀧		
田田木田米	藤林石口山虫田西武花田	田中	谷葉	泉見田篠田三	川山辺銅倉梯川		
恒千宏忠為又	は美三喜		俊栄太	南枝豊貞誠	純平俊道八次久		
代波子雄正三	シナ照彌伶千正美太武太	昌茅	司次郎	雄子子勝將一	子作男巖夫ル郎子		
ゲ子子潔子太夫城子郎子郎	子子						

(植物学専攻)				物理学科			
主任	助教	助手	講師	主任	助教	助手	講師
休職在外講師	兼任教授	助教授	助手	休職在外	助教授	助手	物理博士
休職在外講師	兼任教授	助教授	助手	休職在外	助教授	助手	物理博士
休職在外講師	兼任教授	助教授	助手	休職在外	助教授	助手	物理博士
休職在外講師	兼任教授	助教授	助手	休職在外	助教授	助手	物理博士
休職在外講師	兼任教授	助教授	助手	休職在外	助教授	助手	物理博士
休職在外講師	兼任教授	助教授	助手	休職在外	助教授	助手	物理博士
塚津松水平牛	辻新宇岡	浅今太塚津大	望加藤小橋阿石阿坂湯下宮	古佐加林松立伊丸			
原守村原井島	村閔田野	井百里江	月藤田川瓜部黒阪上浅瀬本	我藤田阪花藤千	藤雅兼弘		
ト康泰信義	滋萬	和里江	清長靜夏太英三治年恒一	侑鶴俊四郎			
シ真平介義友	よ也喜徹	子子郎晃尚男	涉江子子樹郎一郎人子郎	子京子侃吉郎	吉郎一久		

食物学科

主任 教授 農學博士

被服学科 助教授

主任 教授

助講師 助教授

附屬中學校 校長 教諭 授

中 豊 旭 小栗 川 德 八 謙 西 輿 矢 森 斎 木 平 德 村 木 内
 村 島 野 田 井 山 城 間 田 水 沢 三 藤 村 野 山 重 村 田
 峠 い は 政
 忠 道 プ 京 綾 ブ 慶 寿 鷹 る 貞 重 喜 正 二 正 嘉 秋 安
 久 子 エ 子 溫 子 み 子 子 夫 海 子 雄 門 子 郎 人 勝 子 久

附屬高等学校

校長 教諭

休職

星 牧 林 清 宮 千 古 生 深 富 阿 天 福 石 岩 大 加 宮 森 阿 武
 二 三 合 野 水 崎 葉 江 駒 山 久 平 沢 野 田 丸 橋 藤 地 部 田
 和 幸 昌 敏 幸 美 純 静 久 茂 貴 康 忠 は 広 一
 子 子 子 子 る 子 美 子 喜 郎 緑 子 馬 雄 子 順 雄 る 司 郎

養護教諭

附屬小學校 校長 教諭

野 澪 大 波 山 山 芝 櫻 片 岩 長 森 橫 木 小 岩 中 天 稲 木 開
 口 沢 和 田 井 木 永 命 本 田 村 林 田 村 井 村 村 野
 辺 中 脇 田 井 木 永 命 本 田 村 林 田 村 井 村 村 野
 田 美 茂 泰 孝 俊 元 ミ 智 一 築 陸 テ フ 豊
 和 綾 順 茂 美 行 清 輝 子 予 ホ 都 昭 雄 子 三 イ み 三

" " " " " " " " "

関佐谷富中吉堀村宮菊及
々野櫻村田合田本地川
治木恵
淑美純階ト文修杏ジム
子子子子子ミ子子ノミ

十、学

(1) 学生の定員及び現員

部 学 育 教 文										学 科 別 部	共各 定員 じ年
計	教 育 學 科	體 育 學 科	教 育 學 科	英 文 學 科	學 文 學 科	國 文 學 科	國 語 學 科	地 理 學 科	史 哲 學 科		
二九二	一五	二〇	一五	五	二五	一二	一五	一〇			
二三五	一〇	二三	一九	六	二六	一三	一六	一〇			
二三五	五	三三	三七	二六	一七	一五	一二				
一一六	九	一四	二〇	七	三四	七	一四	八			
八八	一	九	一七	三	三二	一〇	一八	八			
四七一	二六	三〇	七五	七五	一九	九八	四七	六三	三八	計	

總 計	部 学 政 家				部 学 理				学 科 別 部	共各 定員 じ年
	被 服 學 科	食 物 學 科	兒 童 學 科	計	植 物 學 科	生 物 學 科	動 物 學 科	化 學 科		
二三三	四五	一五	一五	一五	五九	一〇	一〇	一二	一二	一五
二三六	四八	一七	六五	一五	五三	〇	六	一二	一二	一三
二三一	四五	一五	一五	一五	五四	九	七	一二	一二	一四
二二四	四七	一五	一七	一五	六一	九	一〇	一三	一三	一六
一九五	三五	一〇	一五	一〇	七二	九	一五	一七	一六	一五
八八六	一七	五	六三	五五	二四	〇	三七	三八	五四	五三
									五八	計

聽講生及び研究生数

文政学部	理学部	教育学部	哲學部	計
聽講生				
研 究 生				
一	二	三	一	六
二	一	二	一	四
三	一	一	一	三
四	一	一	一	三
合 計	一	二	一	七

学生の休学者数

哲學部	史地部	文學部	國文部	理學部	數物化生部	體育部	音體部	計
入学年度	度入学	度入学	度入学	度入学	度入学	度入学	度入学	
二七年	二六年	二五年	二四年	二三年	二二年	二一年	二〇年	八
一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四
合計	一	一	一	一	一	一	一	一

哲學部	文學部	國文部	理學部	數物化生部	體育部	音體部	計
入学年度	度入学	度入学	度入学	度入学	度入学	度入学	
二七年	二六年	二五年	二四年	二三年	二二年	二一年	八
被食児童	植物生物学	生物化学	物理	數學	體育	音體	八
服物童	植物學	動物學	生物學	化學	教育	音樂	二
合計	科	科	科	科	科	科	二
六	一	一	一	一	一	一	一
七	三	一	二	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一	一	一

編入学生

哲學部	文學部	國文部	理學部	數物化生部	體育部	音體部	計
入学年度	度入学	度入学	度入学	度入学	度入学	度入学	
二七年	二六年	二五年	二四年	二三年	二二年	二一年	八
被食児童	植物生物学	生物化学	物理	數學	體育	音體	八
服物童	植物學	動物學	生物學	化學	教育	音樂	二
合計	科	科	科	科	科	科	二
六	一	一	一	一	一	一	一
七	三	一	二	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一	一	一

(2)

学生出身校別調府県別一覧表

一三四

石富新神東千埼群柄茨福山秋宮岩青北 奈海		昭和廿七年度入学
川山潟川京葉玉馬木城島形田城手森道		学文教育部
五 一三四九二四二一一七四三	一	理学部
二 一二六四二	一	学家
一 一一二八三二二三三	一	部政
二 一九一六三四〇五五四一	一	計
一 一四五三六一六三四〇五五四一	一	学文教育部
四 一四九七五一四三三四二	一	理学部
三 四三二二一二	一	学家
一 一七九一一二	一	部政
一 一九四四六九七三七五四一五二二	三	計
六 一六一〇四二三二一一四		学文教育部
三 三一五二一二二一		理学部
二 一三一四二一一二一		学家
一 一二二六二二四一三一		部政
一 一三一二一		計
三 一三一		学文教育部
二 一		理学部
一 二		学家
六 二一八九一五四五三三五	二	部政
四 一三五一四一三一二三一	三	計
三 一五四一三三二一一二	三	学文教育部
一 二一二二一二三一	一	理学部
一 一九二〇三九一六八三二一六一	六	学家
三 一五四三三三二二七七〇三四四	二	部政
三 三四三四三三二二七七〇三四四	二	計
三 三四三四三三二二七七〇三四四	二	總計

福高愛香徳山広岡島鳥和奈兵大京滋三愛靜岐長山福 歌		
岡知媛川島口島山根取山良庫阪都賀重知岡阜野梨井		
三二二三一一四一二二	一	四一七三一
一一一三		三一三
一一一一一		二三二
五二三三一三二四一一三二		一二七一三五一
一一一一三一二二三一三一		一二〇一六一一
一一一		一四
一二一		一二二
一一二一六二二四一三一		一二三二一三一一
一一三一二一		一二一一三一三一
一一一		三三一
一一一		二一
二一一三一二二二一		三二一一六一八一
一一一		二一一二一
一一一		一一一三二
一一一二二三一三		一二一三二五二五一
九四六〇五四七八三七五一九三二二六七〇三五二五		

一三五

合認台鹿宮大熊長佐福高愛香德山広岡島鳥和奈兵大
兒 歌
計定濟島崎分本崎賀岡知媛川島口島山根取山良庫阪

二六七二一三二一三 一 一一 五二一 一五一

一七九一 一二 一 一 一一 三一一 一三一

一、
一、
一七五 二五八〇三七五四二九二二九七二五一 八三

二三四 三四一 二一二三一三一 二二 一三三

一、
二九一 二 七五三七六七二三五八三五九八三九二 七五

二三七 一 二二一二一 一二一五二二 三 三

一六三 一 二七二九六八三〇四九五六五五二五八六 九五

二三七 一一一三 六一四三一三一四一三三 三

京滋三愛靜岐長山福石富新神東千埼群柵茨福山秋宮
奈

都賀重知岡阜野梨井川山渴川京葉玉馬木城島形田城

二三二四二四二 一二 一六 四三六四二六八一 一三一

二一三 一一 六七 一 一 二六一 一一一

四三七八八三四四五五八六六二 八〇四四一三三三二三九七二九

一、
一、
一二一八一五一二一 三七九八〇三五三四二三四

一四 四一 一五
四二六五八四八三四五八五二七四六〇五三三九四六九

一、
二三〇 一五 一一一四五四九八三七五四一五三

一六一七三 一三九 六八七六二六三三五三一九二二
八二七九二三八二七一五三五九二一九三二二

二二八一三五二一四五二五一八三四七六三四三 一九一

学 部	得 点	得 点				百 分
		最 高	最 底	平 均	均	
文 教 育 学 部	八 四	八 三	四 ○	六 四、三	三 二、一	四 四、五
理 学 部	八 四	四 四	六 七、〇	四 三、九	二 〇、〇	四、四
家 政 学 部	八 四	六 三、〇	二 二、二	五 一、一	二 二、二	三、五
合 計	八 四	四 四	六 三、〇	二 二、二	五 一、一	四、四

(5) 学 生 の 厚 生 補 導

○日本育英会奨学生

戦後の社会経済の激しい変動の中で学生生活を続いている多くの学生にとつて、日本育英会の奨学生制度はまさに唯一の頼みといえよう。

本学の学生の多くは堅実な中産階級の子女で高校時代からすでに日本育英会の奨学生であつたものが多い。

現在（昭和二十八年二月末日）の在籍学生並びに奨学生数は次表の通りである。

在 学 生 数 並 に 奨 学 生 数 調

学 年 别	在籍学 生 数 次	生 奖 数 学	在 学 生 数				合 計
			籍 学 生 数 次 在	生 奖 数 学	籍 学 生 数 次 在	生 奖 数 学	
文 教 育 学 部	一 三 六	四 五	一 三 二	八 ○	一 一 七	七 二	一 一 七
理 学 部	五 三	二 ○	五 四	八 ○	六 一	七 二	一 一 七
家 政 学 部	四 八	一 四	四 五	三 四	三 二	三 五	一 一 七
合 計	二 三 七	七 九	二 三 一	一 三 六	二 二 五	一 二 八	一 一 七
							一 一 七
							一 一 七
							一 一 七

右の外最近都府県の奨学制度あるいは軍人遺家族援護の奨学制度の適用を受けている者が若干名ある。

○就 職

本年始めて送り出す新制大学第一回の卒業生の就職状況は比較的順調に進んでいる。就職先は依然として教職が最も多く、官庁、公社、銀行、会社、出版関係、ジャーナリズム、研究所等に若干進出している。

○学 資

自宅通学者で平均月額、三、五〇〇円から、四、〇〇〇円程度、寮生で平均月額、五、五〇〇円から、六、五〇〇円程度の学資を必要とする。

○アルバイト

在学生の約七〇%がアルバイトを希望しているが、女子の求人の少い関係から、この内実際アルバイトに就いていいるものは約二〇%に止まっている。学業との両立の比較的可能な家庭教師の希望が最も多く、他は大体休暇等を利用しての臨時的なアルバイトが多い。

○学 寮

本学には次の二寮がある。

大山寮……東京都板橋区板橋町九の一、六〇二

老松寮……東京都文京区高田老松町一七

收容人員

大山寮……約三〇〇名

老松寮……約三〇〇名

口、身 長 (二七、四、三〇現在)

ハ、体 重

(二七、四、三〇現在)

一四四

年 令	学 部	ニ、レントゲン検査		
		文 学 部	理 学 部	家政学部
一八 年	文 学 部	一五三、七	一五三、四	一五三、〇
一九 ク	理 学 部	一五四、三	一五四、四	一五四、五
二〇 リ	家政学部	一五三、八	一五五、三	一五三、五
二一 ク	全 国 平 均	一五四、五	一五六、五	一五四、六
二二 ク		一五五、〇	一五六、三	一五三、七
二三 ク		一五五、〇	一五六、三	一五三、八
二四 ク		一五二、五	一五六、〇	一五三、九
二五 ク		一五八、〇	一五六、〇	一五三、八
二六 ク		一五五、〇	一五六、〇	一五三、九
三四 七		一五五、〇	一五六、〇	一五三、九

年 令	学 部	ニ、レントゲン検査		
		文 学 部	理 学 部	家政学部
一八 年	文 学 部	四八、八	四五、八	四七、一
一九 ク	理 学 部	四九、二	四五、八	四九、六
二〇 リ	家政学部	四五〇、〇	四五〇、三	五〇、〇
二一 ク	全 国 平 均	四八、二	四五、六	五〇、四
二二 ク		五一、五	五〇、〇	五〇、七
二三 ク		五二、八	五〇、五	四五、七
二四 ク		五一、九	五〇、七	五〇、二
二五 ク		一五三、八	四八、〇	四九、七
二六 ク		一五三、九	四三、〇	五〇、七
三四 七		一五三、九	四〇、〇	五〇、二

十一、関係法令

(1) 教育基本法 (昭和二十二年三月三十一日)

(法律 第二十五号)

われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条 (教育の目的) 教育は人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化的創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三条 (教育の機会均等) すべて国民は、ひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。これらないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条 (義務教育) 国民はその保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育についてはこれを徴収しない。

第五条 (男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は認められなければならない。

第六条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみがこれを設置することができる。

第七条 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適當な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条 (宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十一条 (教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十二条 (補則) この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附 則

この法律は公布の日からこれを施行する

(2) 学校教育法(抜萃) (昭和二十二年三月三十一日)

改正 昭和二十三年法律第一三三号、法律第一七〇号、昭和二十四年法律第一四八号、
法律第一七九号、法律第二七〇号、昭和二十五年法律第一〇三号

第一章 総 則

第一条 この法律で、学校とは小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする

第二条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみがこれを設置することができる。

この法律で、国立学校とは、國の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 学校を設置しようとするものは、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に關する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 国立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校の外、学校(大学の学部又は大学院についても同様とする。)の設置廃止、設置者の変更その他監督庁の定める事項は、監督庁の許可を受けなければならない。

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。但し国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに

準する盲学校、聾学校及び養護学校における義務教育について、これを徵收することができない。

国立又は公立の学校における授業料その他の費用に關する事項は、監督庁がこれを定める。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法の適用を受ける者を除く）の資格に關する事項は、監督庁がこれを定める。

第十二条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督廳の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し体罰を加えることはできない。

第十三条 学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康増進を図るため、身体検査を行い、及び適當な衛生養護の施設を設けなければならない。

身体検査及び衛生養護の施設に關する事項は、監督庁が、これを定める。

第二章 小学校

第十五条 小学校は、心身の發達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十六条 小学校における教育については、前条の目的を實現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一、学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自立の精神を養うこと。
- 二、郷土及び國家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養うこと。
- 三、日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 四、日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
- 五、日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
- 六、日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。
- 七、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的發達を図ること。
- 八、生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

第十七条 小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務員を置かなければならない。但し特別の事情のあるときは事務職員を置かないことができる。

小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務員を置かなければならない。但し特別の事情のあるときは事務職員を置くことができる。

小学校に前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所屬職員を監督する。

教諭は児童の教育を掌る。養護教諭は、児童の養護を掌る。

事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

第三章 中学校

第三十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の發達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六条 中学校における教育については、前条の目的を實現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一、小学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二、社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
- 三、学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

第三十七条 中学校の修業年限は三年とする。

第三十八条 中学校の教科に関する事項は、第三十五条及び第三十六条の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第三十九条 保護者は、子女が小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初から、満十五才に達した日の属する学年の終りまで、これを、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。

前項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子女は、これを学齢生徒と称する。

第四十条 第二十二条、第二十三条第二項、第二十三条から第二十六条まで及び第二十八から第三十四条までの規定は、中学校にこれを準用する。

第四章 高等学校

第四十一条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第四十二条 高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一、中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。

二、社会において果さなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

三、社会について広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第四十三条 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二条の規定に従い、監督庁が、これを定める。

第四十六条 高等学校の修業年限は、三年とする、但し、定時制の課程を置く場合は、その修業年限は、四年以上とする。

第四十七条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第四十九条 高等学校に関する教科用図書、入学、退学、転学その他必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第五十条 高等学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならない。

高等学校には、前項の外、養護教諭、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

技術職員は、技術に従事する。

第五十一条 第二十八条第三項から第七項まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。

第五章 大学

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び應用的能力を展開させることを目的とする。

第五十三条 大学には、数個の学部を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の学部を置くものを大学とすることができる。

第五十四条 大学には、夜間において授業を行ふ学部を置くことができる。

第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部についてはその修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第五十六条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

医学又は歯学の学部を置く大学に入学し、医学又は歯学を履修することのできるものは、前項の規定にかかわらず、その大学の他の学部又は他の大学に二年以上在学し、監督庁の定める課程を履修した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。但し、主として薬学を履修するため、大学に入学しようとする者についてはこの限りでない。

第五十七条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は一年以上とする。

大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第五十八条 大学には、学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

大学には、前項の他、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

学長は校務を掌り、所属職員を統督する。

教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教授は、教授の職務を助ける。

助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第五十九条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

第六十条 大学の設置の認可に関する事項は、監督庁は、大学設置審議会に諮問しなければならない。

大学設置審議会に関する事項は、命令でこれを定める。

第六十一条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第六十二条 大学には、大学院を置くことができる。

第六十三条 大学に四年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができます。

第六十五条 大学院は、学術の理論及び應用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第六十六条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができます。

第六十七条 大学院に入学することができるのは、第五十七条第二項に規定するものとする。

第六十八条 大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。

博士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督庁は大学設置審議会に諮問しなければならない。

第六十八条の二 大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第六十九条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

公開講座に關し必要な事項は、監督庁がこれを定める。

第七十条 第二十八条第六号、第四十五条及び第五十条第三項の規定は、大学に、これを準用する。

第六章 特殊教育（省略）

第七章 幼稚園

第七十七条 幼稚園は幼児を保育し、適當な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第七十八条 幼稚園は、前条の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に務めなければならない。

一、健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二、園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに參加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生え

を養うこと。

三、身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四、言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五、音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

第七十九条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二条の規定に従い、監督庁がこれを定める。

第八十条 幼稚園に入園することができる者は、満三才から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

幼稚園には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

教諭は、幼児の保育を掌る。

第八章 雜則

第八十五条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

第九章 罰則

（省略）

前項第一号から第三号までの変更は、公立学校については監督庁の認可を受け、私立学校については監督庁に届け出なければならない。

第一項第四号及び第五号の変更は、監督庁に届け出なければならない。

第三条 前条の学則中には、少くとも、左の事項を記載しなければならない。

一、修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下休業日と称する）に関する事項。

二、部科及び課程の組織に関する事項。

三、教科課程及び授業の日時数に関する事項。

四、成績評価及び課程修了の認定に関する事項。

五、收容定員及び職員組織に関する事項。

六、入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項。

七、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項。

八、賞罰に関する事項。

九、寄宿舎に関する事項。

第四条 校地を増減し、又は校舎、運動場、寄宿舎の増改築をしようとするときは、設置者において、その図面を添え、監督庁に届出なければならない。

位置を変更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

第二節 免許状及び資格

第十一条 学校、教授、助教授及び助手の資格に関する事項は、別にこれを定める。

第三節 衛生、懲戒その他

第十二条 身体検査、健康相談、疾病的予防措置、学校給食その他衛生養護の施設に関する事項は、別にこれを定める。

第十三条 懲戒は、学校がこれを行う。但し、退学は、市町村立の小学校及び中学校以外の学校において、左の各

号の一に該当する者（都道府県立の盲学校及びろう学校の義務教育を受けるものを除く）に対してのみこれを行うことができる。

一、性行不良で改善の見込がないと認められる者。

二、学力劣等で成業の見込がないと認められる者。

三、正当の理由がなくて出席常でない者。

四、学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者。

十五条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。

一、学校に關係ある法令

二、学則、日課表、教科用図書配当表、学校医視察簿及び学校日誌

三、職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

四、指導要録、出席簿及び身体検査に関する表簿

五、入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

六、資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七、往復文書処理簿

前項の表簿中、指導要録又はその抄本は十年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならない。学校が廃止又は閉鎖された場合には、国立又は公立の学校にあつてはその設置者において、私立学校にあつてはその監督庁において、指導要録又はその抄本を保管しなければならない。

第十二条 小学校においては、校長の外、各学級毎に専任の教諭一人以上を置かなければならぬ。但し特別の事とができる。

第一節 設備編成

第十八条 小学校の一学級の児童数は、五十人以下を標準とする。但し特別の場合に於いては、この標準を超えることができる。

第二十二条 小学校においては、校長の外、各学級毎に専任の教諭一人以上を置かなければならぬ。但し特別の事とができる。

情のあるときは、校長が教諭を兼ね、助教諭を以て、教諭に代えることができる。

第二十三条 小学校においては、特定の教科を担任するため、必要な数の教員を置くことができる。

第二節 教科

第二十四条 小学校の教科は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び自由研究を基準とする。

第二十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当つては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第二十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

第三十六条 校長は、児童の指導要録を編成しなければならない。

校長は、児童が、転学又は進学した場合においては、児童の指導要録を転学又は進学先の校長に送付するとともに、その抄本を作製しなければならない。

第三十八条 校長は、第三十三条の規定により通知を受けた児童の中、入学期日後七日以内にその小学校に入学したいものがあるときは、その氏名を、その児童の居住する区域の市町村の教育委員会に報告しなければならない。

第四十一条 校長は、毎学年の終りに、その全課程を修了した児童の氏名を、速かに、その児童の居住する区域の市町村の教育委員会に報告しなければならない。

第四十三条 国立又は私立の小学校に在学する児童で、その課程を修了しないで退学したときは、その校長及び児童の保護者はその旨をその児童の居住する区域の市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第四十三条 小学校の学年は、四月一日に始まり翌年三月三十日に終る。

小学校の学期は、公立小学校については都道府県の教育委員会、私立小学校については都道府県知事がこれを定める。

第四十六条 授業終始の時刻は、校長がこれを定める。

第四十七条 小学校における休業日は、次の通りとする。

一、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）に規定する日

二、日曜日

三、夏季、冬季、学年末、農繁期その他において公立小学校については教育委員会、私立小学校については都道府県知事が定めた日

前項の規定にかかるらず、私立小学校における休業日は、学則でこれを定めることができる。

第四十八条 非常災厄その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を公立小学校については教育委員会、私立小学校については都道府県知事に報告しなければならない。

第五節 職員

第四十八条の二 講師は、教諭の職務を助ける。

前項の講師は、常時勤務に服しないことができる。

第三章 中学校

第五十二条 中学校においては、各学級毎に、教諭二人を置くことを基準とする。

第五十三条 中学校的教科は、これを必修教科と選択教科に分ける。

第五十四条 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育及び職業、家庭を基準とし、選択教科は、外国語及び職業、家庭を基準とする。

第五十四条の二 校長は、中学校卒業後、高等学校その他の学校に、進学しようとする生徒のある場合には、調査書

第五十五条 第十七条から二十二条まで、第二十二条但書、第二十三条、第二十五条から第四十四条まで及び第四十六条规定から第四十八条の二までの規定は、中学校にこれを準用する。

第四章 高等学校

第一節 設備、編制、学科目及び教科

第五十六条 高等学校の設備、編制及び学科の種類は、別に定める高等学校設置基準による。

第五十八条 高等学校の教科用図書は、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならない。

前項に規定する教科用図書のない場合に使用すべき教科用図書は、校長が、これを定める。

第二節 入学、退学、転学、休学及び卒業

第五十九条 高等学校の入学は、校長が、これを許可する。

入学志願者数が、入学定員を超過した場合には、入学者の選抜を行うことができる。

第六十一条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書及び指導要録の抄本を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、欠員のある場合には、転学を許可することができる。

通常の課程、及び定時制の課程相互の間の転学又は転籍については、履修した単位に応じて、相当学年に転入することができる。

第六十二条 生徒が、休学又は退学しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

第六十三条 学校教育法第四十七条の規定により、高等学校入学に際し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者

二 文部大臣の指定した者

三 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第六十五条 第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十六条、第三十七条、第四十四条、及び第四十六条から第四十八条までの規定は、高等学校に、これを準用する。但し修業年限が四年をこえる定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日より始まり、九月三十日に終るものとすることができる。

第五章 大学

第一節 設備、編成、学部及び学科

第六十六条 大学（大学院を含む。）の設備、編成、学部及び学科の種類並びに学士に関する事項は、別に定める大學設置基準による。

第二節 入学、退学、転学、休学、卒業その他

第六十七条 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

第六十八条 学位に関する事項は、別にこれを定める。

第六十九条 学校教育法第五十六条の規定により、大学入学に際し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

一、外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者

二、文部大臣の指定した者

三、その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第七十条 学校教育法第五十七条第二項（第六十七条规定により準用する場合を含む。）の規定により大学の専攻科（大学院を含む）入学に際し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

一、外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

二、文部大臣の指定した者

三、その他大学の専攻科（大学院を含む。）において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第七十一条 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

第七十二条 第二十八条、第四十四条第一項及び第六十四条の規定は、大学に、これを準用する。

第六章 特殊教育

第七章 幼稚園

第七十四条 幼稚園の設置基準は、別にこれを定める。

第七十五条 教諭一人の保育する幼児数は、約四十人以下とする。

第七十六条 保育日数及び保育時数は、保育要領の基準により、園長が、これを定める。

第七十七条 第二十五条、第二十六条、第四十四条及び第四十六条から第五十条までの規定は、幼稚園に、これを準用する。

第八章 雜則（省略）

附則

第八十一条 この省令は、昭和二十二年四月一日からこれを適用する。

第八十二条 左に掲げる省令は、これを廃止する。

高等師範学校及び女子高等師範学校規程（本学関係分）

第一百八条 学校教育法第百五条の規定による通信教育については、別にこれを定める。

第一百十条 校地を増減し、又は校舎、運動場、寄宿舎等の増改築をしようとするときは、第四条の規定にかかるまでは、当分の間、設置者において、その図面を添え、監督官の認可を受けなければならない。

第一百十一条 短期大学を卒業した者が学校教育法第五十五条の規定による大学に入学した場合においては、入学した大学の定めるところにより、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を入学した大学の修業年限に通算することができる。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

2 この省令施行の際、現に学校、国立及び公立学校の設置者又は私立学校的監督官において保存又は保管中の学籍簿の保存又は保管については、第十五条第二項及び第三項の改正規定にかかるまでは、なお従前の例による。但し、保存又は保管を要する期間は、十年以上とする。

附則（昭和二十六年四月文部省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

(4) 国立学校設置法（抜萃）

（昭和二十四年五月三十一日
法律第百五十号）

改正 昭和二十四年十一月三十日法律第二百二十六号

〃二十五年三月三十一日ク 第五十一号

〃二十五年十二月十六日ク 第二百六十九号

〃二十六年三月三十一日ク 第八十四号

〃二十七年三月三十一日ク 第二十二号

二十七年五月二十六日ク 第百四十九号

第一章 総則

（設置及び所轄）

第一条 この法律により、国立学校を設置する。

第二 国立学校は文部大臣の所轄に属する。

（定義）

第二条 この法律で「国立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち

国立大学及び高等学校をいう。

第二章 国立大学

（名称及び位置等）

第三条 国立大学の名称、位置、学部及びその国立大学に包括される学校は、下表に掲げる通りとする。

（本学関係分）

國立大學の名稱	位	置	學	部	學校教育法第九十八條の規定による学校で、上欄の
お茶の水女子大學	東京都	文 理 家 政	教 育 學 部	部	立大學に包括されるもの

(学部附属の学校又は教育研究施設)

第五条 国立大学の学部に、下表の通り、附属の学校、教育施設又は研究施設を置く。

(本学関係分)

大 学 の 名 称	学 部
お茶の水女子大學	文 教 育 學 部

二 前項の学校、教育施設及び研究施設の名称及び内部組織は、文部省令で定めるものを除く外、当該大学が定める。

(附属図書館)

第六条 国立大学に附属図書館を置く。

(講座等)

第七条 国立大学の各学部に置かれる講座又はこれに代るべきものの種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

第三章 国立高等学校（省略）

第四章 職員及び職

(国立学校の職員の定員)

第九条 各国立学校に置かれる、職員の定員は別表第一及び第二による。

(国立学校の職)

(命令への委任)

第十条 各国立学校（附則第三項に規定する学校を含む。）に置かれる職の種類及び定員については、文部省令で定める。

(国立学校に置かれる職員の任免等)

第十一 条 国立大学に置かれる職員の任免、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の定めるところによる。

第五章 雜則

(命令への委任)

第十二条 この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除く外、国立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一条の規定は、学校の修業年限及び学校の進行に関する事項については、昭和二十四年四月一日から適用があるものとする。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

(本学関係分)

教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）

臨時教員養成所官制（明治三十五年勅令第百号）

官立専門学校官制（昭和二十一年勅令第二百十号）

3 国立大学及び国立高等学校は、それぞれの包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事項並びに国立大学に包括する学校に附置される学校については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 前項の規定の実施に關し必要な事項は、文部省令で定める。

5 従前の規定による国立大学の大学院は、当分の間、なお従前の例より取扱うものとする。

6 国立大学及び国立高等学校に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する国立大学及び国立高等学校の職員の定員に含まれるものとする。

7 第九条の規定は、別に政府職員の定員に関する定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。
別表第一（本学関係分）

國立大学の名称	大學に置かれる職員の定員
お茶の水女子大学	三一二人

(5) 国立学校設置法施行規則（抜萃）

（昭和二十四年六月二十二日
文部省令第二十三号）

改正 昭和二十五年五月二十四日 文部省令第十七号

（昭和二十六年八月二十五日
文部省令第二十九号）

（昭和二十七年三月十四日
文部省令第二十六号）

（昭和二十七年十月十三日
文部省令第二十三号）

第一章 国立大学
第一条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号、以下「法」という。）第三条に規定する各国立大学（以下「国立大学」という。）に次の職員を置く。

学長
教授
助教
講師
授業
教員
教務職員
事務職員
護教諭
養護教諭
助手
技術職員

手諭
教諭
教員
事務職員
護教諭
養護教諭
助手
技術職員

三 前二項の職員の定員は、別表第一による。

第二条 学長、教授、助教授、講師及び助手は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する職務に従事する。

第二条 教諭及び養護教諭は、当該附属学校の種類に応じ教授の行う教授、研究及び教育実習の指導に協力し、学校教育法第二十八条第四項及び第八十一条第四項又は第二十八条第五項（同法第四十条、第五十一条、及び第七十六条において同法第二十八条第四項及び第五項を準用する場合を含む。）に規定する職務に従事する。

三 教務職員は、教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。

四 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

五 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。

第三条 国立大学の各学部の長は、学部長とし、その大学の教授である者をもつて充てる。但し、単に一個の学部を置く大学にあつては、学部長を置かないことができる。

第四条 教授上又は管理上必要がある場合には国立大学又はその学部に分校を置くことができる。

二 分校の長は、主事とし、その大学の教授であるものをもつて充てる。

第五条 国立大学に事務局及び厚生補導に関する部を置く。但し、特別の事情がある場合は、これらを合せて一

つの部局とすることができる。事務局は庶務、会計及び施設等に関する事務をつかさどる。

二 事務局及び前項の部には、それぞれの大学の規模に応じ、適當数の課を置くことができる。

三 事務局、部及び課の長は、それぞれ局長部長及び課長とする。

四 局長は、事務職員をもつて、部長は、事務職員又は教授もしくは助教授である者をもつて、課長は、事務職員又は技術職員をもつて充てる。但し、課長は、必要がある場合は、教授、助教授又は講師をもつて充てることができる。

第六条 法第四条に規定する各研究所にそれぞれの長を置き、その大学の教授である者をもつて充てる。第六条の二 附属学校の名称は、別表第三の上欄の大学学部の名称に同表下欄の学校の名称を附するものとする。

第六条の三 法第五条に規定する附属小学校、中学校、高等学校、盲学校及びろう学校並びに幼稚園にその長として校長又は園長を置く。

二 校長及び園長はその附属学校の属する大学の学部の教授をもつて充てる。

第七条 法第五条に規定する各教育施設又は研究施設にそれぞれその長を置きその教育施設又は研究施設の規模に応じその大学の教授又は助教授である者をもつて充てる。但し、特別の必要がある場合は、事務職員をもつて充てることができる。

第九条 国立大学において必要がある場合は、法第六条に規定する図書館に分館を置くことができる。

二 図書館及び図書館分館の長は、それぞれ館長及び分館長とする。

第十条 国立大学の各学部、分校、附置研究所、附属学校、学部附属の教育施設及び研究施設並びに附属図書館にはその規模に応じてそれぞれ事務部又は事務室を置くことができる。

二 事務部及び事務室の長は、それぞれ事務長及び事務主任とする。

三 事務長及び事務主任は、それぞれ事務職員をもつて充てる。

第十二条 法又はこの規則に定めたものを除く外、国立大学の内部組織に関しては、それぞれの大学の定めるところによる。

第十三条 法又はこの規則に定めたものを除く外、国立大学の内部組織に関しては、それぞれの大学の定めるところによる。

第二章 国立高等学校（省略）

第三章 国立の各種学校（省略）

第四章 雜則

第十八条 法附則第五項に掲げる学校に学長、校長、教授、助教授、講師、助手並びに教務職員、技術職員及び事務職員を置き、その定員は、別表第三による。

附則

一 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月三十一日から適用する。

二 国立大学の学部長及び分校主事は、第三条及び第四条第二項の規定にかかる間、教授でないものをもつて充てることができる。

四 附属学校の校長又は園長は、第六条の三第二項の規定にかかる間、その附属学校の属する大学の学部の助教授をもつて充てることができる。（以下略）

六 法附則第三項に規定する国立大学又は国立高等学校に包括される学校の課程の長はその国立大学の学長、学部長若しくは分校の主事又はその国立高等学校の校長である者をもつて充てる。

七 昭和二十五年三月三十一日現在において法附第三項に規定する各国立大学に包括されていた学校の課程（以下旧制の学校の課程という。）を担当する教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号以下「特例法」という。）第二条に定める教育公務員並びに教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第二条に定める非常勤の講師及び助手の身分上の事項に関する審査は、旧制の学校の課程が廃止された後は、当該学校が包括されていた大学の大学管理機関が行うものとする。

八 前項中「大学管理機関」とあるのは、特例法第三十五条第一項第四号の例により読みかえるものとする。

別表第一（本学関係分）

國立大学の 名	学長	教授	助教授	講師	助手	教諭	教養	事務職員	技術職員	計
女子茶 大の水 学	一	四三	四三	二四	一三	六九	一	一一八	三一二	

備考

一 学長及び主事の定員は、当分の間、教授の定員に含まれるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

(6) 教育公務員特例法(抜萃) (昭和二十四年一月十二日)

改正

昭和二十四年法律第百四十八号
昭和二十五年法律第二百四十四号
昭和二十六年法律第二百四十一号
昭和二十六年法律第三百四十八号

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(定義)

第二条 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める国立学校及び公立学校の学長校長、(園長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

- 二 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭及び講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)をいう。
- 三 この法律で部局長とは、大学の学部長、その他政令で指定する部局の長をいう。
- 四 この法律で「専門的教育職員」とは指導主事及び社会教育主事をいう。

(身分)

第三条 国立学校の学長、校長、教員及び部局長に国家公務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第四条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

- 二 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、当該管理機関の定める基準により、行わなければならない。
- (転任)

- 第五条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、その意に反して転任されることはない。

- 二 大学管理機関は、前項の審査を行つては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 三 大学管理機関は、前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合には、その者に対し

四 大学管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徵することができる。

五 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に關し必要な事項は、大学管理職関が定める。

(降任及び免職)

第六条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

二 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第七条 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては個々の場合について、大学管理機関が定める。

(任期及び停年)

第八条 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

二 教員の停年については、大学管理機関が定める。

(任命権者)

第十一条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。

(服務)

第十二条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第九十六条第一項の根本基準の実施に關し必要な事項は、同法第九十七条から第一百五条までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

(勤務成績の評定)

第十三条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

二 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

第二章 研修

(研修)

第十九条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

二 大学及び大学附置の学校の公務員については大学管理機関、大学及び大学附置の学校以外の国立学校の教育公務員については文部大臣、大学及び大学附置の学校の校長及び職員（省略）

第三章 研修

(研修)

第二十条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

二 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
三 教育公務員は、所轄庁の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(研修の機会)

第二十一条 教育公務員には、研修を受けた機会が与えられない。

二 教員は、授業に支障がないと所轄庁において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に從事することができる。

三 教育公務員は、所轄庁の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

第四章 雜則

(兼職及び他の事業等の従事)

第二十二条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に從事することができない。

二 教員は、授業に支障がないと所轄庁において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に從事することができる。

三 前項の場合は、国家公務員たる教育公務員にあつては国家公務員法第一百一条第一項の規定に基く人事院規則又は同法第一百四条の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)

第二十二条 国立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者、文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第十三条に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十条に掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者並びに国立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第二十三条 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律中の規定が、国家公務員法又は地方公務員法の規定に予盾し、又はてい触すると認められるに至った場合は、国家公務員法又は地方公務員法の規定が優先する。

(大学の管理機関等の読み替)

第二十五条 この法律中「大学、管理機関」とあるのは、当分の間、次の各号の区別に従つて読み替えるものとする。

一 第四条第一項については、学長にあつては「評議員（一個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。）及び部局長で構成する会議（協議会という。以下同じ。）」部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」

二 第四条第二項中學長の選考に関する部分、第七条、第八条第一項、第十一條及び第十二条第二項については「協議会の議に基き学長」

三 第四条第二項中教員及び学部長以外の部局長の選考に関する部分については、教員にあつては「評議会（一個の学部を置く大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「協議会の議に基き学長」

四 第五条、第六条及び第九条については、学長にあつては「協議会」、教員にあつては「評議会」、部局長にあつては「学長」

五 第八条第二項については、「評議会の議に基き学長」
六 第十条については、「学長」

七 第十二条第一項については、学長にあつては「協議会」、教員及び学部長にあつては「教授会の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」

八 第十九条第二項については、「任命権者」

第十条中「任命権者」とあるのは、公立大学の学長、教員及び部局長については、当分の間、「その大学を設置する地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

附

則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十一条の三、第二十三条第二項、第二十五条の四及び第二十五条の五の改正規定は、昭和二十六年二月十三日から適用する。

（以下省略）

(7) 国民の祝日にに関する法律

(昭和二十三年七月二十二日)

第一条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

元 日 一月一日 年のはじめを祝う。
成人の日 一月十五日 おとなになつたことを自覺し、みずから生き抜こう。とする青年を祝い
春 分 の 日 春 分 日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

天皇誕生日 四月二十九日 天皇の誕生を祝う。
憲法記念日 五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国民の成長を期する。

こどもの日 五月五日 こどもの人格を重じ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
 秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。
 文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。
 勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

附 則

- 一 この法律は、公布の日からこれを施行する。
- 二 昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

0

1
2
3
45
6
78
910
11
12

JAPAN

3
4
56
7
89
10
1112
13
1415
16
17

研究員志願書

貴学に於て左記の通り研究の指導を相受けたきにつき研究員として御許可下さるよう別紙履歴書を添えて出願します。

昭和年月日

氏名 殿

お茶の水女子大学長

記

- (定時制のときはその日時を詳細に書くこと)
- 一 指導教官
 - 二 研究せんとする事項
 - 三 研究期間
 - 四 全日制又は定時制の別

研究員の取扱内規

(昭和16.4.25制定)

- 第1条 本学に於て特定事項に関する研究に従事するものを研究員として許可することができる。
- 第2条 研究員は全日制のものと定時制のものに区分する。
- 第3条 研究員は指導教官の指導と責任の下に研究に従事する。
- 第4条 研究員志望者については関係学部懇談会並に評議会の議に付して決定する。
- 第5条 研究員の研究期間はこれを一年以内とする、たゞしその研究を継続する必要があると認められたときは期間の延長を許可することがある。
- 第6条 研究に要する実費はこれを徴収する、たゞし本学に於て特に必要があると認めた研究に従事するものに対してはこれを免除することができる。
- 第7条 研究員が相当の成績をあげたと認められたものには教授会の議を経て研究証明書を付与することができる。
- 第8条 研究員として不適当と認めるものがあるときはこれを除名する。
- 第9条 教育職員免許法の規定による単位の認定はこれを行はない。
- 附 則 1. 本取扱は昭和26年度より実施する。

こどもの日 五月五日

秋分の日 秋分日

文化の日 文化日

勤労感謝の日 勤労感謝日

「国民の祝日」は、休日とする。

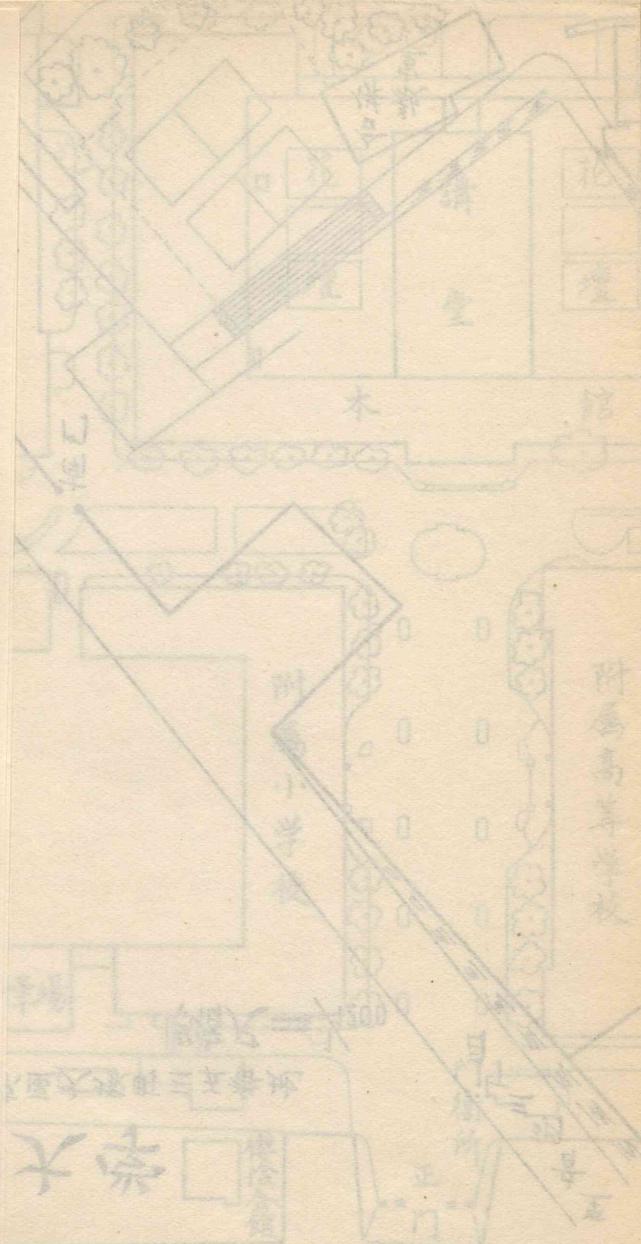
こどもの人格を重じ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
祖先をうやまし、なくなつた人々をしのぶ。

自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

第三条 附 則

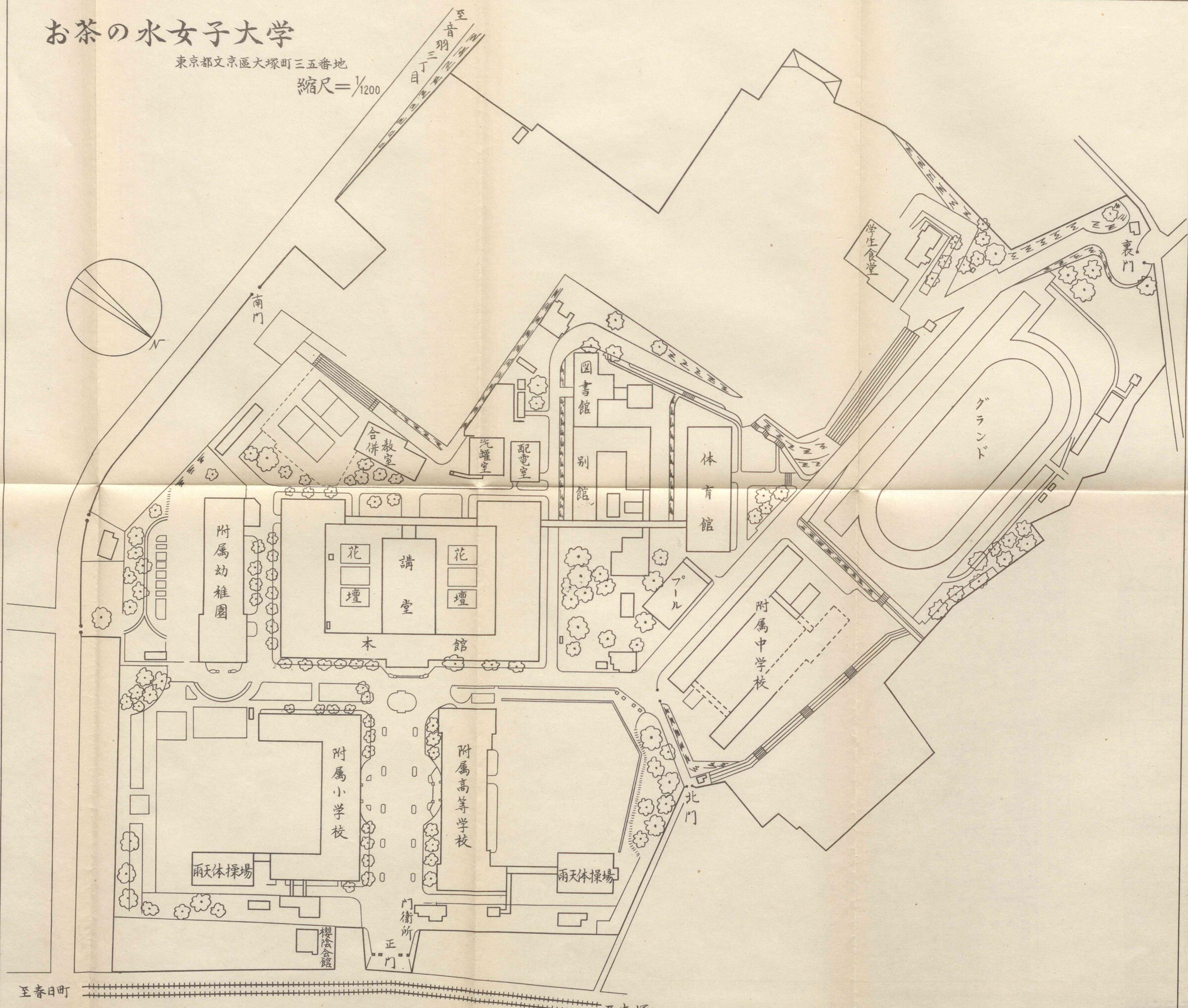
- 一 この法律は、公布の日からこれを施行する。
- 二 昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。



お茶の水女子大学

東京都文京区大塚町三五番地

縮尺 = $1/1200$



至春日町

至大塚

